

官報

号外 平成十三年六月五日

○第百五十一回 衆議院会議録 第三十五号

平成十三年六月五日(火曜日)

議事日程 第二十号

平成十三年六月五日

午後一時開議

議事日程 第二十号

平成十三年六月五日

午後一時開議

第一 特定機器に係る適合性評価の歐州共同体との相互承認の実施に関する法律案(内閣提出)

第二 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 净化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
裁判官訴追委員辞職の件

○裁判官訴追委員の選挙
証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事及び同監事任命につき同意を求めるの件
公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

裁判官訴追委員辞職の件

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員北側一雄君から、訴追委員を辞職いたしたいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

航空・鉄道事故調査委員会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

内閣から、

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

次々の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

労働保険審査会委員に氣賀澤克己君及び佐藤誠一君を、

中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君及び

村田幸子君を、

社会保険審査会委員に大槻玄太郎君を、

航空・鉄道事故調査委員会委員に佐藤泰生君、

中川聰子君、松浦純雄君、宮本昌幸君及び山口浩一君を、

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、
証券取引等監視委員会委員に川岸近衛君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、同意を与えることに決りました。

次に、
預金保険機構理事に篠原興君及び松田京司君を、
日本銀行政策委員会審議委員に中原真君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決りました。

次に、
預金保険機構理事に廣瀬権君を、
公害等調整委員会委員に田辺淳也君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決りました。

上の要件に適合しているもの等とみなす特例を定めること

等であります。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日平沼経済大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三十一日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、特定機器に係る適合性評価の欧洲共同体との相互承認の実施に関する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、特定機器に係る適合性評価の欧洲共同体との相互承認の実施に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長山本有一君。

特定機器に係る適合性評価の欧洲共同体との相互承認の実施に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(綿貫民輔君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、相互承認に関する日本国と欧洲共同体との間の協定の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事務に関する認定等に必要な事項を定める法律案ほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、欧州共同体向けの通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、協定に定める欧州共同体の基準に適合していると認められるときは、土務大臣の認定を受けることができるうこと、
第二に、登録を受けた欧州共同体の適合性評価機関が実施する適合性評価を受けた端末機器、特定無線設備及び特定電気用品について、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法に定める技術

過及び結果を御報告申し上げます。
まず、電気通信事業法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務の追加等を行おうとするものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌二十四日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十九日から質疑に入り、同月三十一日質疑を終局いたしましたところ、本案に対し、民主党・無所属クラブから、情報通信の規律に係る行政組織の見直し規定を設けられた修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。次いで、原案及び修正案を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を行ふことに決しました。次いで、消防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、化学物質の火災及び生産、流通の実態等にかかるが、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るため、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十八日本委員会に付託され、同月二十四日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三十一日質疑を行い、採決の結果、

本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、電気通信事業法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、消防法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

官報(外)

<p>○議長(綿貫民輔君) 次に、浄化槽法の一部を改正する法律案について申上げます。</p> <p>本案は、浄化槽設備工事試験及び浄化槽管理工事試験の事務等の適正な実施を図るため、指定法人の制度を設け、指定基準、試験委員、役員または職員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとするものであります。</p> <p>温泉法の一部を改正する法律案は去る二月九日に、浄化槽法の一部を改正する法律案は同月十六日に、それぞれ本院に提出され、両法律案は五月十八日本委員会に付託されました。</p> <p>本委員会におきましては、五月二十五日川口環境大臣から両法律案についてそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、六月一日両法律案について質疑に入り、同日質疑を終了した後、採決を行つた結果、温泉法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、浄化槽法の一部を改正する法律案は賛成多数をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) これは異議なしと認めます。</p> <p>本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>(五島正規君登壇)</p> <p>○五島正規君 御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>次に、日程第五につき採決いたしました。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めるに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は</p> <p>民訴法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明</p> <p>○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、民事訴訟法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めてます。法務大臣森山眞弓君。</p> <p>(国務大臣森山眞弓君登壇)</p> <p>○國務大臣(森山眞弓君) 民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申上げます。</p>	<p>○小此木八郎君 議事口程追加の緊急動議を提出いたします。</p> <p>山本幸三君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>(内閣提出)</p> <p>日程第六 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とします。</p> <p>本委員会においては、五月二十九日提出者山本幸三君から提案理由の説明を聴取し、六月一日及び本日質疑を行い、これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決することになりました。</p> <p>本件は、山本幸三君外三名提出によるものであります。</p> <p>本件は、山本幸三君外三名提出によるものであります。</p> <p>第一に、債権回収会社は、利息制限法の制限額を超える利息を伴う金銭債権について、適法利息に引き直した上で、元本及び利息を請求できるよう改めること</p>
<p>○議長(綿貫民輔君) いたします。</p> <p>山本幸三君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>(内閣提出)</p> <p>日程第七 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とします。</p> <p>委員会においては、五月二十九日提出者山本幸三君から提案理由の説明を聴取し、六月一日及び本日質疑を行い、これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決することになりました。</p> <p>本件は、山本幸三君外三名提出によるものであります。</p> <p>第一に、債権回収会社は、利息制限法の制限額を超える利息を伴う金銭債権について、適法利息に引き直した上で、元本及び利息を請求できるよう改めること</p>	<p>○議長(綿貫民輔君) いたします。</p> <p>山本幸三君外三名提出、債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>(内閣提出)</p> <p>日程第八 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とします。</p> <p>委員会においては、五月二十九日提出者山本幸三君から提案理由の説明を聴取し、六月一日及び本日質疑を行い、これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決することになりました。</p> <p>本件は、山本幸三君外三名提出によるものであります。</p> <p>第一に、債権回収会社は、利息制限法の制限額を超える利息を伴う金銭債権について、適法利息に引き直した上で、元本及び利息を請求できるよう改めること</p>
<p>○議長(綿貫民輔君) いたします。</p> <p>山本幸三君外三名提出、債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>(内閣提出)</p> <p>日程第九 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とします。</p> <p>委員会においては、五月二十九日提出者山本幸三君から提案理由の説明を聴取し、六月一日及び本日質疑を行い、これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決することになりました。</p> <p>本件は、山本幸三君外三名提出によるものであります。</p> <p>第一に、債権回収会社は、利息制限法の制限額を超える利息を伴う金銭債権について、適法利息に引き直した上で、元本及び利息を請求できるよう改めること</p>	<p>○議長(綿貫民輔君) いたします。</p> <p>山本幸三君外三名提出、債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>(内閣提出)</p> <p>日程第十 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出)</p> <p>○議長(綿貫民輔君) 債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とします。</p> <p>委員会においては、五月二十九日提出者山本幸三君から提案理由の説明を聴取し、六月一日及び本日質疑を行い、これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決することになりました。</p> <p>本件は、山本幸三君外三名提出によるものであります。</p> <p>第一に、債権回収会社は、利息制限法の制限額を超える利息を伴う金銭債権について、適法利息に引き直した上で、元本及び利息を請求できるよう改めること</p>

この法律案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るために、公務員または公務員であった者がその職務に関し保管し、または所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とするとともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講ずるものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、公務員がその職務に關し保管し、または所持する文書についても、私文書の場合に提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとしております。

第二に、除外された文書に該当するかどうかを判断するための手続として、いわゆるインカムラ手続を設けるものとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これをお許します。平岡秀夫君。

(平岡秀夫君登壇)

○平岡秀夫君 民主党の平岡秀夫でございます。民主党・無所属クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして質問い合わせいたします。(拍手)これから私が質問いたします民事訴訟法の一部を改正する法律案については、その題名を聞いて、皆さんには、どうも裁判手続のことなので余り関係がないというふうに思っておられる方も多いたのではないかと思います。しかし、この改正法案は、国民の皆さんの権利の保護や権利の行使が

十分にできるかどうかの重大な内容を持つたものであります。どうぞ皆さん、しっかりと耳を傾けて聞いていただきたいと思います。(拍手)

皆さんの理解をより深めるために、あらかじめ、この改正法案の問題の所在を端的に申し上げます。

それは、この改正法案の内容では、民事訴訟において、裁判所に提出されるべき公文書あるいは裁判所に提出されるべき官公厅の所持する文書の範囲が極めて限られているということになります。

そこで、これから改正法案の具体的な中身を質問いたします前に、この改正法案を作成しました政府の基本姿勢について聞いてみたいと思います。

政府の基本姿勢は、公文書や官公厅が持っている文書を、できる限り裁判所に提出しないで済むよう制度を仕組もうとしていると言わざるを得ません。

特に、民事訴訟関係書類などを一律的に提出義務のない文書であるとした規定を、法制審議会で十分な議論をしないままに改正法案に入れてしまつたことは、政府のお手盛りとしか言いようがない文書であります。この民事訴訟関係書類の取り扱いについては、極めて重要な課題であるにもかかわらず、先ほどの法務大臣の趣旨説明の中にも一言たりとも触れられていないのが現状であります。これは一体どうしたことなんでしょうか。

裁判が国民のためにあることを考へると、適正かつ迅速な裁判を確保するためには、公文書や官公厅が持っている文書についても、できる限り裁判所に提出される仕組みとすることが必要であると考えます。

平成八年に行われた民事訴訟法の改正の際に付された本院の法務委員会における附帯決議においても、公文書や官公厅が持っている文書についての提出命令の制度は「司法権を尊重する立場から再検討を加えること」とされていましたが、そうならないのです。

政府は、そもそも、どのような基本的な考え方に基づいて今回の法律改正を検討したのでしょうか。

法務大臣にまずお伺いいたしたいと思います。

以下、法律案の改正内容の是非について具体的にお尋ねいたします。

まず、先ほど申し上げました刑事訴訟に関する文書類や少年の保護事件の記録などについての取り扱いについてお尋ねいたします。

これらの文書は、提出の義務があるとされる文書から一律的に除外されております。このため、文書提出の申し立てがあつた場合に、その文書が提出命令から除外される文書に該当するか否かの判断を裁判所が検討する手続、いわゆるインカムラ手続からも完全に除外されているわけです。こ

れでは、裁判において真実発見、権利救済のための証拠として必要な民事訴訟関係書類などを、検察当局、警察当局は、だれのチェックも受けることなく提出を拒めることになってしまいます。

この点について、法務省は、民事訴訟法、刑事確定訴訟記録法や、昨年制定された犯罪被害者保護法、さらには運用によって、民事訴訟関係書類などの提供が可能となっているという見解を示しています。

しかしながら、民事訴訟手続における文書提出義務の範囲を検討しているときに、他の制度を持ち出して正当化するような見解を示すことは、捜査当局の自己中心性を示しているものにはかなりません。しかも、法務省の示した見解の内容は、

具体的な事例に照らして考へてみれば、全く不十分なものであることが明らかになります。

すなわち、法務省の見解によれば、直接の犯罪被害者ではない者の場合には、民事訴訟関係書類などは提出されません。例えば、取締役による総会への利益供与の責任を追及しようとする株主代表訴訟や、談合業者への損害賠償を請求しようとする住民訴訟を提起した場合には、その訴えのもともとの原因となつた刑事事件の訴訟記録は提

出されないのであります。

また、法務省の運用で提出がされるという不起訴記録についても、そもそも法務省の御好意によつてしか提出がされないという、全くもつて前例としては、次のようなものがあります。

ことしの二月に、八年前に起きた藤沢市の女性殺人事件で一たんは不起訴にされていた男性が殺人容疑で逮捕されました。その逮捕のきっかけとなつたのは、殺された女性の御両親が、容疑者を相手に起こした民事裁判で勝訴したことでありました。しかし、この民事裁判では、御両親が裁判所を通じて捜査書類の提出を請求したのに対し十分な書類が提出されなかつたため、勝訴までに大変な苦労をしてしまつたわけであります。

このように、法務省の御好意による運用だけでは、その提出の対象範囲もごく限られているなど、不十分な点が極めて多いのです。

さらに、警察当局が所持している犯罪捜査関係書類も、提出義務が課される文書から一律に除外されてしまうおそれがござります。

昨年問題となつた、森前総理の買春疑惑報道に對する損害賠償請求事件において、東京地裁が警視庁に当時の森総理の検挙歴を調査嘱託したのに對し、警視庁は、犯歴情報は犯罪捜査のために収集、保有しているもので調査には応じられないとの理由で回答を拒否したことがあつたことを、皆さん、覚えておられますでしょうか。

今回の改正法案によって、捜査局は、今後、すべての犯罪捜査関係書類を何らの理由も示さないで裁判所に提出しないで済むことが、法律上も認められることになるわけです。そんなことになつてしまつては、制度の全くの後退であります。今回の改正は、一体何を目指したものなのでしょうか。

民事訴訟関係書類などについて、これを一律的に提出義務から除外される文書とすることをや

め、一般の公務秘密文書と同様、提出義務がないとされる場合を限定するとともに、提出命令を出されかどかを裁判所の判断に係らしめるべきであります。

また、裁判所がその判断をするに当たって必要があると認めるときは、これも一般の公務秘密文書と同様、いわゆるインカムラ手続を認めるべきと考えますが、法務大臣の見解をお伺いいたしました。

第二に、公務秘密文書の取り扱いについてお尋ねいたします。

今回の法案では、公文書で提出義務が除外されるものは、「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」としていませんが、これでは余りに除外の範囲が広過ぎています。

特に、公務秘密文書のうち、提出義務が除外されるものは、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に限定することになっていますが、この限定は、これまでの判例実務を全く後退させるものです。

判例では、公文書に対する文書提出命令に関しては、提出によって国家利益または公共の福祉に重大な損失、重大な不利益を及ぼすものについて、その提出義務が除外されるとしてきましたけれども、改正法案の規定は、明らかに「この判例よりも文書提出拒絶範囲を拡大するものとなっています。とりわけ、公務の遂行への影響を基準として提出義務があるか否かを判断する考え方は大いに疑問です。

現に実施中の公共事業、例えば諫早湾の干拓事業について、その中止を求める訴訟が提起された場合において、事業の妥当性を判断した官公署の検討文書の提出を求めて、公務の遂行、すなわち、事業の実施に著しい支障を生ずるおそれがあるという理由だけで文書の提出を拒絶できるのです。そんなことでは、文書の提出を拒絶すること

を安易に認めてしまうことにはしないでしょうか。

以上のことから、公務秘密文書として提出義務が除外される文書の範囲を定める基準は、より客観的で、かつ、限定的な基準であるべきと考えます。

第三に、公務員の自己使用文書の取り扱いについてお尋ねいたします。

今回の法案では、公務員が個人的に作成しているメモ、記録などは、自己使用文書として提出義務から除外されることとしています。

明らかにした文書の中には、いわゆる郡司ファイルがあり、その表紙には、「個人メモ」というメモ書きがあったわけあります。今回の法案によれば、この郡司ファイルは、裁判所へ提出する義務のある文書から除外されることになります。けれども、それでもよろしいのでしょうか。

公務員が公務を遂行するために作成して、所持または保管している文書については、それがどうか見え、個人的なメモであろうが、「個人メモなどと表題に書かれていいようが、文書提出命令の対象となり得る文書とすべきと考えますが、法務大臣の見解をお伺いいたします。

最後になりますが、今回の民事訴訟法の改正に当たって改めて判明したことは、政府の発想は、国民のための政治、行政、司法といったものではなく、統治者のための政治、行政、司法という発想であります。(拍手)

しかし、幸いなことに、この改正法案は森内閣時代に作成、提出されたものでございます。改革断行内閣を訴える小泉内閣は、森内閣と違つて、官公署の所持する文書について聖域を設けることのないよう、以上、私が指摘させていただきまして、問題点について、国民の立場に立つて十分に検討していただけるものと思思います。

そのことを最後に念願いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(森山眞弓君登壇)

(国務大臣森山眞弓君登壇)

平岡議員にお答えを申上げます。

まず、今回の法改正に当たっての基本的考え方についてお尋ねがございました。

法務省は、平成八年に制定された新民事訴訟法附則第二十七条において、公文書を対象とする文書提出命令の制度について、一行政機関の保有する情報を公開するための制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」といたとして裁判の最終段階でようやくその存在をされたことを受け、同年十月から検討を開始しました。

その過程においては、不合理な官民格差を生じない方向で、司法権を尊重する立場から検討を加え、かつ、「その経過を広く開示し、国民の意見が十分反映されるよう格段の配慮をすべきである。」という国会における附帯決議の趣旨に従つて、幅広い角度から議論をし、結論を得ました。

その基本的な考え方については、先ほど法律案見解をお伺いいたします。

最後になりますが、今回の民事訴訟法の改正において申し上げたことでございますが、民事訴訟における証拠収集手続の「廣の充実を図るため、第一に、公文書についても、私文書の場合に提出義務が除外されていて、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとすること、第二に、除外された文書に該当するかを裁判所が判断するものとすること、第三に、除外された文書に該当するかどうかを判断するための手続として、いわゆるインカムラ手続を設けるものとすることというものであります。

本法案は、ただいま申し上げました基本的な考え方に基づき、行政情報公開制度の法制化を念頭に置きつつ、総合的な検討を加えた上で立案したものです。

次に、刑事訴訟関係書類などの文書提出命令についても、裁判所の判断に係らしめ、そのためにはインカムラ手続を認めるべきではないかとのお尋ねがありました。

刑事訴訟書類については、刑事訴訟法等が、関係者の利益保護、捜査の秘密及び刑事裁判の適正の確保等と開示により図られる公益等との調整を行った上で、手続の段階に応じて、開示の要件、方法等について独自の規律をしております。

このため、民事訴訟において、裁判所が刑事訴訟法等により開示が認められる範囲を超えて刑事訴訟関係書類の提出を命ずることになると、関係者の名譽、プライバシー等に対して重大な侵害が及ぶおそれや、捜査、公判の適正が確保されないおそれ等が生ずるものと考えられます。

また、刑事訴訟関係書類について、裁判所のインカムラ手続により提出義務の有無を判断させる仕組みを採用する場合には、除外文書に該当するかどうかの判断は事件ごとの個別の判断によらざりばれども、それでもよろしいのでしょうか。

公務員が公務を遂行するために作成して、所持または保管している文書については、先ほど法律案見解をお伺いいたします。

最後になりますが、今回の民事訴訟法の改正に当たって改めて判明したことは、政府の発想は、国民のための政治、行政、司法といったものではなく、統治者のための政治、行政、司法という発想であります。(拍手)

しかし、幸いなことに、この改正法案は森内閣時代に作成、提出されたものでございます。改革断行内閣を訴える小泉内閣は、森内閣と違つて、官公署の所持する文書について聖域を設けることのないよう、以上、私が指摘させていただきまして、問題点について、国民の立場に立つて十分に検討していただけるものと思思います。

尋問に関する第一百九十二条において、實質的公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとの表現が用いられています。したがつて、文書提出命令における公務秘密文書の条文上の表現も、公務員の証人尋問に関する第一百九十二条と同一の表現をとるべきであると考えられます。

また、「おそれ」という表現は、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる」ことと将来の予測的判断であることから用いられており、秘密の範囲を広く解釈する根拠となるものではありません。

したがって、提出義務の対象から除外される範囲をより限定的にする必要はないと考えております。

次に、本法案における、いわゆる自己使用文書の取り扱いについてお尋ねがありました。

自己使用文書とは、個人的な備忘録、日記等のように、およそ外部の者に開示することを予定していない文書を意味します。このような文書を文書提出義務の対象から除外しているのは、その文書の性質にかんがみ、常に裁判所からの提出命令を想定して文書を作成しなければならないものとすると、個人の自由な意思活動が不当に妨げられることになるからです。

しかし、他方において、本法案第二百一十条第四号二は、国または地方公共団体が所持する文書であって、公務員が組織的に用いるものであれば、それが「個人メモ等」と表題に書かれているものであっても、文書提出命令の対象となります。

このように、本法案では、公務員の自由な意思活動が不当に妨げられないよう配慮しつつ、公文書を対象とする文書提出命令の制度の実効性を確保しているものであります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

倉庫業法の一部を改正する法律	防衛厅設置法等の一部を改正する法律
○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。	○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

六

財務金融委員 辞任	牧野 隆守君 増原 義剛君
小此木八郎君 大島 理森君	仙谷 由人君 岡田 克也君
牧野 隆守君 増原 義剛君	由人君 岡田 克也君

補欠

小此木八郎君
大島 理森君

厚生労働委員
辞任

田村 憲久君
福井 照君

小渕 優子君
宮澤 洋一君

福井 照君
田村 憲久君

農林水産委員
辞任

江田 康幸君
福井 照君

江田 康幸君
宮澤 洋一君

経済産業委員
辞任

松宮 肇君
高木 陽介君

松宮 肇君
高木 陽介君

厚生労働大臣
片山虎之助君
森山 真弓君

厚生労働大臣
坂口 力君
平沼 趟夫君

坂口 力君
平沼 趟夫君

法務大臣
河野 太郎君
鈴木 恒夫君

法務副大臣
柳澤 伯夫君
千景君

柳澤 伯夫君
千景君

官訴追委員会委員長及び堀川参議院事務総長
中野 寛成君 (菅直人君の補欠)

官訴追委員会委員長及び堀川参議院事務総長
河野 太郎君 (菅直人君の補欠)

河野 太郎君 (菅直人君の補欠)

一、去る五月三十一日、谷事務長から谷川裁判所へ、本院は、裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した。 (議決通知)	一、去る五月三十一日、理事藤島正之君去る五月三十一日委員辞任につきその補欠選任した。 (議決通知)
一、去る五月三十一日、谷事務長から谷川裁判所へ、本院は、裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。 (議決通知)	一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 (議決通知)

總務委員 辞任	農林水産委員 辞任
河野 太郎君 鈴木 恒夫君	江田 康幸君 福井 照君
滝 実君 岩崎 忠夫君	高木 陽介君 田村 憲久君
玄葉光一郎君 大畠 章宏君	石井 啓一君 宮澤 洋一君
野田 美君 鈴木 毅君	西川 京子君 高木 陽介君
大畠 和則君 和田 建君	後藤 茂之君 江田 康幸君
鈴木 岩崎 鈴木 駿	松本 龍君 今野 一嘉君
奥田 忠夫君 奥田 建君	松本 赤羽 松本 肇君
鈴木 淩 鈴木 駿	松本 赤羽 松本 肇君
鈴木 建君 鈴木 康友君	松本 肇君 高木 洋一君
鈴木 建君 鈴木 康友君	鈴木 建君 高木 洋一君
鈴木 建君 鈴木 康友君	鈴木 建君 高木 洋一君

安全保全委員 辞任	財務金融委員 辞任
河合 沢田 藤島 若松 博義君	牧野 増原 小此木八郎君
河合 沢田 藤島 若松 博義君	大島 理森君
河合 沢田 藤島 若松 博義君	仙谷 由人君
河合 沢田 藤島 若松 博義君	岡田 克也君
河合 沢田 藤島 若松 博義君	大島 理森君

補欠

小此木八郎君
大島 理森君

仙谷 由人君
岡田 克也君

小此木八郎君
大島 理森君

大島 理森君
仙谷 由人君

増原 義剛君
岡田 克也君

増原 義剛君
岡田 克也君

小此木八郎君
大島 理森君

増原 義剛君
岡田 克也君

増原 義剛君
岡田 克也君

増原 義剛君
岡田 克也君

官 報 (号 外)

(質問書提出)
一、去る五月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

山口県上関町の原発新規立地計画および未買収用地に関する質問主意書(北川れん子君提出)
沖縄県島尻郡小禄村字大領の土地(旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の一部)所有権回復に関する質問主意書(白保台一君提出)

一、昨四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛厅による情報収集活動に関する質問主意書(金田誠一君提出)
(答弁通知書受領)

一、去る一日、内閣から、衆議院議員金子哲夫君提出原子力発電所における定期検査の柔軟化等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年七月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年七月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員原陽子君提出道路特定財源の見直しなどに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年七月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員川内博史君提出課早済干拓事業の再評価に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年七月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

官報(号外)

後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員石井郁子君提出学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員石井郁子君提出学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案

右

平成十三年四月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律

第一條 この法律において「特定機器」とは、特定輸出機器及び特定輸入機器をいう。

二 この法律において「特定輸出機器」とは、次に掲げる機器及び製品をいう。

一 協定の通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書(以下「通信端末機器等附属書」という。)第B部第一節の表の上欄に掲げる関係法令及び運用規則に定める機器及び無線機器

二 協定の電気製品に関する分野別附属書(以下「電気製品附属書」という。)第B部第一節の表の上欄に掲げる関係法令及び運用規則に定める電気製品

三 この法律において「特定輸入機器」とは、次に掲げる機器及び製品をいう。

一 端末機器(電気通信事業法第五十条第一項に規定する端末機器をいう。第三十一条において同じ。)

二 特定無線設備(電波法第三十八条の二第一項に規定する特定無線設備をいう。第三十三条第一項及び第三項において同じ。)

三 特定電気用品(電気用品安全法第二条第二項に規定する特定電気用品をいう。第三十五条第一項において同じ。)

四 電波法の特例(第三十三条・第三十四条)

第一節 電気通信事業法の特例(第三十一条・第三十二条)

第一条 総則 第二節 国外適合性評価の実施に関する法律案

右

平成十三年四月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律

歐州共同体との間の協定(以下「協定」という。)の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和二十五年法律第二百三十二号)及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百二十四号)の特例を定める等の措置を講じ、もって我が国と歐州共同体との間の特定機器の輸出入の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

一 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一項(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

二 この法律において「合同委員会」とは、協定第

八条第一の合同委員会をいう。

三 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一項(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

四 この法律において「国外適合性評価事業」とは、次の各号に掲げる関係法令等に定める技術上の要件について、当該各号に定める特定輸出機器に関し実施する適合性評価の事業をいう。

五 この法律において「適合性評価機関」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

六 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

七 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

八 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

九 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一〇 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一一 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一二 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一三 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一四 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一五 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一六 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一七 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一八 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

一九 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二〇 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二一 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二二 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二三 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二四 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二五 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

二六 この法律において「登録」とは、協定第九条第一項第一(b)に規定により行われる適合性評価機関の登録をい

う。

しては、この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価手続を実施することをい

う。

二七 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

二八 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

二九 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三〇 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三一 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三二 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三三 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三四 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三五 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三六 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三七 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三八 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

三九 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四〇 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四一 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四二 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四三 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四四 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四五 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四六 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

四七 この法律において「登録」とは、協定第一項第一(b)に規定する適合性評価機関をい

う。

官報 (号外)

類その他の業務の範囲を限定して行うことができるる。
3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
二 国外適合性評価事業の区分
三 国外適合性評価事業の用に供する設備の概要
四 国外適合性評価事業の実施の方法
五 前項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあっては、対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲
4 主務大臣は第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者(以下「認定適合性評価機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに前項第二号及び第五号に掲げる事項を公示するとともに、当該認定適合性評価機関について協定第九条1及び2の規定により登録のための手続をするものとする。
(欠格条項)
第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第一項の認定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十三条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(認定の基準)
第五条 主務大臣は、第三条第一項の認定の申請が、次の各号に掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、当該各号に定める指定基準に即して
主務省令で定める認定の基準に適合すると認めることでなければ、その認定をしてはならない。
一 第二条第八項第一号に係る国外適合性評価事業 通信端末機器等附属書第B部第四節の表の上欄第一号及び第四号に掲げる指定基準
二 第二条第八項第二号に係る国外適合性評価事業 通信端末機器等附屬書第B部第四節の表の上欄第二号及び第四号に掲げる指定基準
三 第二条第八項第四号に係る国外適合性評価事業 電気製品附属書第B部第四節の表の上欄第二号及び第三号に掲げる指定基準
四 第二条第八項第四号に係る国外適合性評価事業 電気製品附属書第B部第四節の表の上欄第二号及び第三号に掲げる指定基準
五 第二条第八項第五号に係る国外適合性評価事業 電気製品附属書第B部第四節の表の上欄第二号及び第三号に掲げる指定基準
第六条 第三条第一項の認定は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 第三条第三項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。
(変更の認定等)
第七条 認定適合性評価機関は、第三条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
前項の変更の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項
を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
一 第二条第八項第一号に係る国外適合性評価事業 通信端末機器等附属書第B部第四節の表の上欄第一号及び第四号に掲げる指定基準
二 第二条第八項第二号に係る国外適合性評価事業 通信端末機器等附屬書第B部第四節の表の上欄第二号及び第四号に掲げる指定基準
三 第二条第八項第四号に係る国外適合性評価事業 通信端末機器等附屬書第B部第四節の表の上欄第二号及び第三号に掲げる指定基準
四 第二条第八項第五号に係る国外適合性評価事業 電気製品附属書第B部第四節の表の上欄第二号及び第三号に掲げる指定基準
五 第二条第八項第六号に係る国外適合性評価事業 電気製品附属書第B部第四節の表の上欄第二号及び第三号に掲げる指定基準
第六条 第三条第一項の認定は、前項の認定の更新に準用する。
2 第三条第三項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。
(認定の更新)
第七条 第三条第一項の認定は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 第三条第三項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。
(変更の認定等)
第七条 第三条第三項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。
(登録等の公示)
第十一条 主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に關し監督上必要な命令をすることができる。
第十二条 主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に關し監督上必要な命令をすることができる。
第十三条 主務大臣は、協定第八条7の規定により合同意委員会から次に掲げる事項について通報があったときは、その旨を公示するものとする。
六 前各号に掲げるもののほか、協定の誠実な履行を妨げることとなるおそれがある事由として主務省令で定める事由に該当するに至つたとき。
七 第七条第一項の変更の認定を受けたときは、前条第二項の規定に違反したとき。
八 第十条の規定による命令に違反したとき。
九 第七条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定による命令に違反したとき。
十 第五条第一項各号に定める認定の基準(そ の認定を受けた国外適合性評価事業の区分に 係るものに限る。)に適合しなくなつたとき。
十一 第七条第一項の規定による命令に違反したときは、その旨を公示するとともに、当該認定を取り消された者について協定第九条4の規定により登録の取消しのための手続をしなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により認定の効力を停止したとき、又はその停止を解除したときは、その旨を公示するものとする。

第三章 指定調査機関

(指定調査機関による調査)

第十四条 主務大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に第五条第二項第六条第一項及び第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下単に「調査」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第三条第一項の認定若しくはその更新又は第七条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、第二条第一項の認定若しくはその更新又は第七条第一項の変更の認定を受けようとする者は、指定調査機関が行う調査について、第三条第二項(第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第七条第二項の規定にかかるらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。

4 指定調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

第十五条 前条第一項の規定による指定(以下この章及び第三十六条第三項において「指定」という。)は、主務省令で定めるところにより、調査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、

指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終了後、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

一 第二十七条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第十七条 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 調査の業務を適かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるものほか、調査が不公正になるおそれがないものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 その指定をすることによって申請に係る調査の適かつ円滑な実施を阻害することとなること。

(指定の公示等)

第十八条 主務大臣は、指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所、調査の業務を行う事務所の所在地並びに指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分を公示しなければならない。

第十九条 指定調査機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調査業務規程)

第二十条 指定調査機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調査業務規程)

第二十一条 指定調査機関は、調査を行なべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならぬ。

(役員の選任及び解任)

第二十二条 指定調査機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調査業務規程)

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十四条 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

2 第十五条から第十七条までの規定は、前項の規定の更新に準用する。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定調査機関の役員(法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項、第四十六条及び第四十九条において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員又はこれらのこととし、調査の業務に従事する他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(調査の義務)

第二十一条 指定調査機関は、調査を行なべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならぬ。

(役員の選任及び解任)

第二十二条 指定調査機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調査業務規程)

第二十三条 指定調査機関は、調査の業務に関する規程(以下「調査業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規

を命ずることができる。

(帳簿の記載)

第二十四条 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

2 第十五条から第十七条までの規定は、前項の規定の更新に準用する。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定調査機関の役員(法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項、第四十六条及び第四十九条において同じ。)若しくは職員又はこれらのこととし、調査の業務に従事する他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(調査の義務)

第二十一条 指定調査機関は、調査を行なべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならぬ。

(役員の選任及び解任)

第二十二条 指定調査機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調査業務規程)

第二十三条 指定調査機関は、調査の業務に関する規程(以下「調査業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規

程が調査の公正な実施上不適当となつたと認めるとときは、その調査業務規程を変更すべきこと

(主務大臣による調査の業務の実施)

第十八条 指定調査機関が第二十

六条第一項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第一項の規定により指定調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っていれる調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第二十六条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第四章 電気通信事業法等の特例

第一節 登録外国適合性評価機関

(定義)

第二十九条 この章において登録外国適合性評価機関とは、欧洲共同体の適合性評価機関であって、欧洲共同体の指定当局(協定第一條1(d)に規定する指定当局をいう。)が行う指定(協定第一條1(c)に規定する指定をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び登録を受けているもの(その指定又は登録の効力が停止されているものを除く。)をいう。

(登録等の公示)

第三十条 主務大臣は、協定第八条7の規定により合意委員会から次に掲げる事項について通報があったときは、その旨を公示するものとする。

歐州共同体の適合性評価機関の登録又はその取消し

二 欧州共同体の適合性評価機関の登録の解除の停止又はその停止の解除

2 主務大臣は、協定第六八条1又は2の規定により歐洲共同体からその適合性評価機関の指定の効力の停止又はその停止の解除について通報があつたときは、その旨を公示するものとする。

第二節 電気通信事業法の特例

第三十一条 電気通信事業法第五十一条第一項の規定の適用については、次に掲げる端末機器は、同法第五十条第一項の技術基準適合認定を受けた端末機器とみなす。

一 登録外国適合性評価機関(電気通信事業法

第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合している旨の認定を行う者として同法第六十八条第二項の総務省令で定める区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。(以下この条において同じ。)が同法第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準に適合している旨の認定をした端末機器(当該登録を受けている区分に係るものに限る。次号において同じ。)であつて、当該登録外国適合性評価機関が総務省令で定める表示を付して

法第七十七条及び第七十二条の三第五項において準用する場合を含む。)及び第五十条の四第四項(同法第七十七条の二、第三項及び第七十二条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、登録外国適合性評価機関(同法第五十条の三第一項の試験の事業を行う者として同項の総務省令で定める区分ごとに登録を受けている者に限る。)は、同法第五十条の三第一項の認定を受けた者とみなす。

第三節 電波法の特例

第三十三条 電波法第四条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第十三条第二項、第十五条及び第十七条の二の規定の適用については、

次に掲げる特定無線設備は、同法第三十八条の一第一項の技術基準適合証明を受けた特定無線設備とみなす。

一 登録外国適合性評価機関(電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行なう者として同法第三十八条の二第二項の総務省令で定める区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。)が同章に定める技術基準に適合して同項の総務省令で定める技術基準に適合するものとしてその設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)について認証をした場合における当該

認証に係る設計に基づく端末機器であつて、当該認証を受けた外国取扱業者が総務省令で定める表示を付しているもの

二 電気通信事業法第五十条の四第一項の外国取扱業者(以下この条において、外国取扱業者といいう。)の申請により登録外国適合性評価機関が同法第四十九条第一項の総務省令で定める技術基準適合認定を受けた特定無線設備は、同法第三十八条の十七第五項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の十六第四項(同法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の十七第八項において准用する場合を含む。の規定の適用については、登録外国適合性評価機関(同法第二十四条の九第一項の認定を受けた者とみなす。

3 登録外国適合性評価機関が付した第一項第一号の表示又は同項第二号の認証を受けた外国取扱業者が付した同号の表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示を除去しなければならない。

第四節 電波法の特例

第三十四条 電波法第三十八条の二第五項(同法第三十八条の十七第五項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の十六第四項(同法第三十八条の十七第八項において准用する場合を含む。)及び第三十八条の十七第八項において准用する場合は、同法第二十四条の九第一項の認定を受けた者とみなす。

4 登録外国適合性評価機関が前項第一号の表示を付する場合又は同項第二号の認証を受けた外

国取扱業者が同号の表示を付する場合を除くほか、何人も国内において端末機器にこれらの人表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第三十二条 電気通信事業法第五十条第三項(同法第七十七条及び第七十二条の三第五項において準用する場合を含む。)及び第五十条の四第四項(同法第七十七条の二、第三項及び第七十二条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、登録外国適合性評価機関(電気用品安全法第九条第一項に規定する適合性検査を受け、かつ、同項に規定する証明書の交付を受け、これを保存しているものとみなす。

5 登録外国適合性評価機関(電気用品安全法第九条第一項に規定する適合性検査を行なう者として同法第二十九条第一項の経済産業省令で定める区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。)が当該特定電気用品(当該

登録を受けている区分に係るものに限る。次号において同じ。)について当該届出事業者に交付した証明書であつて、同法第九条第一項各号のいずれかに掲げるものについて同法第八条第一項の技術基準又は同法第九条第二項の検査設備その他経済産業省令で定めるものに記載したもの(以下この条において「国際証明書」という。)

二 当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について交付を受けた国際証明書(電気用品安全法第九条第一項第一号に係るものに限る。)であつて、その交付の日から起算して同項ただし書に規定する期間を経過して、前二号に掲げる国際証明書と同等なものとして経済産業省令で定める証明書

第五章 雜則

(機構による調査業務実施)

第三十六条 主務大臣(第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。)は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

2 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により機構が調査の業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「指定調査機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

3 主務大臣が、第二十六条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可した場合、第二十七条第一項の規定により指定を取り消した場合又は第二十八条第一項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととした場合において、第一項の規定により調査の業務の全部又

は一部を機構に行わせることとしたときにおける調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、交付した証明書であつて、同法第九条第一項各号のいずれかに掲げるものについて同法第八条第一項の技術基準又は同法第九条第二項の検査設備その他経済産業省令で定めるところにより記載したもの(以下この条において「国際証明書」という。)

二 当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について交付を受けた国際証明書(電気用品安全法第九条第一項第一号に係るものに限る。)であつて、その交付の日から起算して同項ただし書に規定する期間を経過して、前二号に掲げる国際証明書と同等なものとして経済産業省令で定める証明書

(立入検査等)

第三十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に關し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることができる。

3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5 主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してある。

6 機構は、前項の指示に従つて第四項に規定する立入検査又は質問を行つたときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7 第四項の規定により立入検査又は質問をする者は、機構の収入とする。

機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪の全部若しくは一部を行わせていた調査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、主務省令で定める。

4 主務大臣は、第一項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、主務省令で定める。

(立入検査等)

第三十七条 主務大臣は、協定第七条2又は第九条1(c)の規定により合同委員会がこれらに規定する合同検証を行うことを決定した場合には、前条第一項の規定による立入検査又は質問に際し、同項の職員の立会いの下に、合同委員会の指定する欧州共同体の職員が当該認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することを認めることがある。

ただし、同項の規定による立入検査又は質問の対象となる者の同意がない場合は、この限りでない。

(機構に対する命令)

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第四項に規定する立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

(手数料)

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

1 うとする者

一 第三条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

(手数料)

第四十一条 第二章、第三章及びこの章における

(経済産業大臣との協議)

第四十二条 主務大臣は、第五条第一項(第一号に係るものに限る。)及び第十七条第三号の主務省令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第四十四条 第二章、第三章及びこの章における

(主務大臣は、次のとおりとする。)

一 第二条第八項第一号に係る国外適合性評価事業に關する事項については、総務大臣とす

(主務大臣等)

二 第二条第八項第一号に係る国外

(主務大臣等)

三 第二条第八項第四号及び第五号に係る国外

(主務大臣等)

四 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

(手数料)

5 前項の規定により指定調査機関に納められた手数料は、指定調査機関の収入とする。

(審査請求)

4 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

4 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

(審査請求)

5 前項の規定により指定調査機関に納められた手数料は、指定調査機関の収入とする。

(手数料)

4 指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。

(手数料)

一 第四章第一節又は第二節の規定の適用を受ける欧州共同体の適合性評価機関に関する事項については、総務大臣とする。

二 第四章第四節の規定の適用を受ける欧州共同体の適合性評価機関に関する事項については、経済産業大臣とする。

三 第二章、第三章及びこの章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命令とする。

第六章 罰則

第四十五条 第二十一条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第二項の規定に違反した者
二 第三十一条第二項又は第三十三条第二項若しくは第三項の規定に違反した者
三 第四十八条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して第三条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第四十九条次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

は、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十六条第一項の規定に違反して調査の業務の全部を廃止したとき。

三 第三十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

六 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

八 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

九 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十一 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十二 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十四 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十五 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十六 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十七 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十八 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十九 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十一 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十二 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十四 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十五 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十六 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十七 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十八 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二十九 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)
第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のよう改定する。
九 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律(平成十一年法律第二百四号)第三十七条第四項の規定による立入検査又は質問

理由
第十一條第二項に次の一号を加える。
九 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律(平成十一年法律第二百四号)第三十七条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講ずる必要がある。これか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

が、この法律案を提出する理由である。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講ずる必要がある。これか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

特定期器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定(以下「協定」という)の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主要内容は次のとおりである。

1 国外適合性評価事業の認定等

(一) 国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができるものとし、主務大臣は、認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称等を公示するととも

に、協定の定めるところにより登録のための手続をするものとする。

(二) 主務大臣は、認定の申請が、国外適合性評価事業の区分に応じ、協定の通信端末機器等附属書又は電気製品附属書に掲げる指定期準に即して主務省令で定める認定の基準に適合すると認めるときでなければ、その認定をしてはならないものとする。

(三) 主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の調査の全部又は一部を、指定調査機関に行わせることができることとし、同機関について所要の規定を設けるものとする。

(四) 登録外国適合性評価機関の適合性評価を受けた機器等は、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法に定める技術基準認定等を受けたもの等とみなす特例を設けることとする。

2 電気通信事業法等の特例

登録外国適合性評価機関の適合性評価を受けた機器等は、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法に定める技術基準認定等を受けたもの等とみなす特例を設けることとする。

3 雜則等

(一) 主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることとともに所要の規定の整備を行う。

(二) その他必要な処罰規定を設けるとともに所要の規定の整備を行う。

4 附則

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第一条 第十四条第一項の規定による指定及びこの法律に関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

右報告する。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不當に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者(第九十条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不當に規律をし、又は干渉すること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者又は第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 第一項の規定により指定された第一種電気通信事業者及び第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

三号中「指定電気通信設備」を第一種指定電気通信設備に改め、同条第四項から第六項までの規定中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第七項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「に適合」をのいずれにも適合に改め、同条第八項から第十一項までの規定中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第十項中「指定電気通信設備」に、「及び前項」を及び同項に改め、同条第十三項中「指定電気通信設備」を第一種指定電気通信設備に改め、同条第十四項中「指定電気通信設備」を第一種指定電気通信設備に、「及び前項」を及び同項に改め、同条第一号中「次条第一項」を第三十八条の四第一項に、「認可を受け」を届け出に改め、同項第一号中「次条第二項」を第三十八条の四第二項に改め、「認可を受け又は同項ただし書の規定により受け」を削り、同項第三号を削り、同条第十五項中「指定電気通信設備」を第一種指定電気通信設備に、「第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者との協定にあつては次条第一項の規定により認可を受けた協定と、一般第一種電気通信事業者との協定にあつては同条第五項」を第三十八条の四第四項に改め、同条第十六項中「指定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に、「次条第二項の規定により認可を受け又は同項ただし書」を第三十八条の四第二項に改める。

二 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができること。

5 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

第三十八条の二第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、当該第一種電気通信事業者の子会社、当該第一種電気通信事業者の子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当該第一種電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)の役員を兼任してはならない。

2 前項の「子会社」又は「親会社」とは、それぞれ商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社又は親会社をいう。

三号中「指定電気通信設備」を第一種電気通信設備に改め、同条第一項中「利用者の電気通信設備との接続」に改め、同条第一項中「利

用者の電気通信設備」の下に「移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。)を除く。」を加え、同条第二項中「指

定電気通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改め、同条第三項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第一号ハ及び二並びに第

二種電気通信設備等の一部を改正する法律案及び同報告書

べき電気通信設備として指定することができ
る。

2 前項の規定により指定された電気通信設備
(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を
設置する第一種電気通信事業者は、当該第二
種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の
電気通信設備との接続に関し、当該第一種電
気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条
件について接続約款を定め、総務省令で定め
るところにより、その実施前に、総務大臣に
届け出なければならない。これを変更しよう
とするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による届出に係る
接続約款が次の各号のいずれかに該当すると
認めるときは、当該第一種電気通信事業者に
対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変
更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する第一
種電気通信事業者及びこれとその電気通信
設備を接続する他の電気通信事業者の責任
に関する事項が適正かつ明確に定められて
いないこと。

二 第二種指定電気通信設備を設置する第一
種電気通信事業者が取得すべき金額が能率
性の経営の下における適正な原価に適正な
利潤を加えたものを超えるものであること。
四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別
的な取扱いをするものであること。

4 第二種指定電気通信設備を設置する第一種
電気通信事業者は、第二項の規定により届け
出た接続約款(以下この条において「届出接続
約款」という。)によらなければ、他の電気通
信事業者との間において、第二種指定電気通
信設備との接続に関する協定を締結し、又は
変更してはならない。

5 第二種指定電気通信設備を設置する第一種
電気通信事業者は、届出接続約款により他の
電気通信事業者との間に第二種指定電気通信
設備との接続に関する協定を締結し、又は変
更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣
に届け出なければならない。

6 第二種指定電気通信設備を設置する第一種
電気通信事業者は、届出接続約款により他の
電気通信事業者との間に第二種指定電気通信
設備との接続に関する協定を締結し、又は変
更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣
に届け出なければならない。

7 第一項の規定による第二種指定電気通信設
備の指定の際現に当該第二種指定電気通信設
備を設置する第一種電気通信事業者が締結し
ている他の電気通信事業者との協定のうち當
該第二種指定電気通信設備との接続に関する
ものであつて次の各号のいずれかに該当する
ものは、前項の規定により届け出た協定とみ
なす。

一 次条第一項の規定により届け出ている協
定

二 次条第二項の規定により届け出た接続約
款により締結している協定

び第八十八条の十二「第一項の規定による仲裁の
申請がされているとき」を加え、同条第二項中
「国内特別第一種電気通信事業者」の下に「特別
第一種電気通信事業者であつて、本邦外の場所
との間の通信を行うための電気通信設備を他人
の通信の用に供する第二種電気通信事業を営む
もの以外のものをいう。第三十九条の四第一項
において同じ。」を、「ときは」の下に、「第八十
八条の十三第一項の規定による仲裁の申請がさ
れているときを除き」を加え、同条第三項に次
のただし書きを加える。

ただし、当事者が第八十八条の十三第一項
の規定による仲裁の申請をした後は、この限
りでない。

第三十九条の二(見出しを含む。)中「指定電気
通信設備」を「第一種指定電気通信設備」に改
めること。

第三十九条の三の見出し中「協定等」を「協定」
に改め、同条第一項中「電気通信設備」を「第一
種指定電気通信設備」に改め、ただし書を削
り、同条第二項を削り、同条第四項中「一般第
二種電気通信事業者と電気通信設備を他の電
気通信事業者と電気通信設備(第一種指定電
気通信設備を除く。)に改め、「ときは」の下に
「総務省令で定めるところにより」を加え、
「国内特別第一種電気通信事業者が他の国内特
別第一種電気通信事業者と電気通信設備」を「第
五項」とし、同条第三項中「前二項の規定による
協定又は契約」を「前項の協定」に、「前二項の認
可」を「同項の認可」に改め、同項を同条第一項
とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第三十八条の二第一項の規定による第一
種指定電気通信設備の指定の際現に当該第一
種指定電気通信設備を設置する第一種電気通
信事業者が一般第一種電気通信事業者と当該第
一項の規定により届け出た協定とみなす。

9 第二種指定電気通信設備であつた電気通信
設備を設置している第一種電気通信事業者が
第一項の規定による指定の解除の際現に締結
している他の電気通信事業者との協定のうち
当該電気通信設備との接続に関するものであ
つて届出接続約款により締結しているもの
は、次条第一項の規定により届け出た協定と
みなす。

業者又は特別第一種電気通信事業者との協定
のうち当該第一種指定電気通信設備の共用に
関するものであつて第五項の規定により届け
出ているものは、第一項の認可を受けた協定
とみなす。

4 第二種指定電気通信設備であつた電気通信
設備を設置している第一種電気通信事業者が
第三十八条の二第一項の規定による指定の解
除の際現に締結している他の第一種電気通信
事業者又は特別第一種電気通信事業者との協
定のうち当該電気通信設備の共用に関するも
のであつて第一項の認可を受けているもの
は、次項の規定により届け出た協定とみな
す。

第二十九条の四の見出しを「(電気通信設備の
共用に関する命令等)」に改め、同条第一項中
「若しくは当該協議が調わなかつた場合又は第
一種電気通信事業者と特別第一種電気通信事業
者との間においてその一方が約款外業務の提供
に関する契約の締結を申し入れたにもかかわ
らず他の一方がその協議に応じず若しくは「を」又
は「に改め、「又は約款外業務の提供(次項にお
いて「共用等」という。)」を削り、「ときは」の下
に、「第八十八条の十四第一項において準用す
る第八十八条の十三第一項の規定による仲裁の
申請がされているときを除き」を加え、同条第
二項を次のように改める。

2 第三十九条第三項から第十項までの規定
は、電気通信設備の共用について準用する。
この場合において、同条第三項及び第四項中
「接続の条件」とあるのは「共用の条件」と、同
条第三項中「電気通信設備に接続する電気通
信設備を設置する」とあるのは「第一種電気通
信事業者と協定を締結しようとする」と、「第
八十八条の十三第一項」とあるのは「第八十八
条の十四第一項において準用する第八十八条
の十三第一項」と、同条第四項中「第一項又は
第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項
と読み替えるものとする。

第三十九条の四第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(卸電気通信役務の提供をする契約)

第二十九条の五 第一種電気通信事業者は、卸電気通信役務及び特別第二种電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、次項の規定により届け出た契約により当該契約を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

第二種電気通信事業者は、卸電気通信役務に關する料金その他の提供条件について契約款を定め、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。

第三 総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約款を定める卸電気通信役務の提供条件が公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約款を変更すべきことを命ずることができる。

第四 第一種電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た契約款を公表しなければならない。

第五 第一種電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十九条の六 第三十九条第三項から第十項まで及び第三十九条の四第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。この場合において、第三十九条第三項及び第四項中「接続の条件」とあるのは「提供の条件」と、第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十

九条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「第一種電気通信事業者と契約を締結しようとする」と、第六十八条の十四第二項において準用する第八十八条の十三第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは第三十九条の四第一項」と、第三十九条の四第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、第八十八条の十四第二項」とあるのは「第八十八条の十四第一項」と、第三十九条の四第一項中「その共用」とあるのは「その提供」と、第八十八条の十四第一項」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項中「各号に」を、各号のいずれにも」に改め、同項第二号を次のように改める。
四第一項」とあるのは「第八十八条の十四第一項」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 前号に定めるもののほか、技術基準適合認定が不公正になるおそれがないものとして総務省令で定める基準に適合するものであることを。

第六十九条第二項を次のように改める。
二 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられない者であること。

二 第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第六十九条の次に次の二条を加える。
(指定の更新)

第六十九条の一 指定認定機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間」として、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 第六十八条第二項及び前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

三 第七十一条の次に次の二条を加える。

(役員等の選任及び解任)

第七十一条の二 指定認定機関は、役員又は認定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

二 総務大臣は、指定認定機関の認定員が、この法律に基づく命令若しくはこれに基づく处分又は第七十二条において読み替えで準用する第六十一条第一項の業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)
第七十条の二 指定認定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第七十一条の三 指定認定機関は、毎事業年

度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

二 第七十二条において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第七十二条の四第一項中「第五十七条第二項第二号若しくは第四号(口を除く。)」を「第六十九条第二項第一号若しくは第三号」に改め、同条第二項第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十三条第一項中「工作物」の下に「国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの(第四項において「行政財産等」という。)を除く。」を加え、同条第八項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 総務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、その土地等の所有者(その土地等が行政財産等に定着する建物その他の工作物であるときは、当該行政財産等を管理する者その他の政令で定める者を含む。次項並びに第七十五条第一項及び第七十六条において同じ。)の意見を聴くものとする。

第七十三条に次の二項を加える。

8 第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、その合意により、使用権を消滅させることができ。この場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第七十五条第四項中「昭和二十二年法律第六十七条」を削る。

第八十三条第一項中「線路が設置」を「使用権に基づいて線路が設置」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

会

第一節 設置及び組織

(設置及び権限)

第八十八条の二 総務省に、電気通信事業紛争

処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

に属させられた事項を処理する。

(組織)

第八十八条の三 委員会は、委員五人をもつて

二人以内は、常勤とすることができる。

(委員長)

第八十八条の四 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、非常勤とする。ただし、そのうち

二人以内は、常勤とすることができる。

(委員の服務)

第八十八条の五 委員は、職務上知ることのできる機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)

第八十八条の六 委員は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないと

きは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。

4 この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにそ

の委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八十八条の七 委員の任期は、三年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第八十八条の八 委員会に關し必要な事項は、政令で定め

る。

(第二節 あつせん及び仲裁)

(電気通信設備の接続に関するあつせん)

第八十八条の九 電気通信事業者間におりて、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結

を行ふものとする。

(委員の罷免)

第八十八条の十 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第八十八条の十一 この節に規定するもののは、委員会に關し必要な事項は、政令で定め

る。

(第三章の二 電気通信事業紛争処理委員会)

協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、若しくは「該協議が調わないとき、又は電気通信設備の接続に関する協定の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしてからは、この限りでない。

2 委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適當でないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりにあつせんの申請をしてたと認めるときを除き、あつせんを行ふものとする。

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員(委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。)のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5 あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十九条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(電気通信設備の接続に関する仲裁)

第八十八条の十二 電気通信事業者間におい

て、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結

委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行
う。第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

第一項若しくは第二項の申立て又は同条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

き金額又は接続の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十九条

「第二項」とあるのは「第三十九条の六において準用する第三十九条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「第三十九条の六において準用する第三十九条第三項」と読み替えるもの

仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第八編（仲裁手続）の規定を準用する。

（準用）

第一ノハ第一の四 前二条の規定に
設備の共用に関する協定について準用する。
この場合において、第八十八條の十二を除く。
及び前条第一項中「接続の条件」とあるのは、
及び前条第一項中「接続の条件」とあるのは、

「共用の条件」と「第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十九条の四第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十九条第三項」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。この場合において、第八十八条の十二第一項及び前条第一

項中「接続の条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定の細目」とあるのは「契約の細目」と、第八十八条の十一第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十九条第一項若しくは

(委員会への諮詢)
第八十八条の十八

か、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八条の十六 この節の規定により委員会に對してするあつせん又は仲裁の申請は、總

4 第八十八条の十三第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

3 第八十八条の十二第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

協定又は契約(第二百二十九条において「協定等」といふ。)の締結に関する、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請する。

（その他の協定等に関するあつせん等）
第八十八条の十五 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその妨害が必要なものとして政令で定める

ない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十九条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十九条の四第一項の規定による電気通信設備の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十九条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に関する裁定、第三十九条第六において準用する第三十九条の四第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第七十三条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第七十四条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第八十三条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 第三十一条第二項若しくは第六項の規定による電気通信役務の料金の変更の命令、第三十一条の四第二項の規定による契約款の変更の命令、第三十六条第一項の規定による契約款の変更の認可の申請の命令、同条第二項の規定による接続約款の変更の命令、同条第三項の規定による接続約款の変更の命令、同条第四項の規定による業務の改善命令、第三十七条の二第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十八条の二第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十九条の二第三項の規定による計画の変更の命令又は第三十九条の五第三項の規定による契約款の変更の命令

(聴聞の特例)

第八十八条の十九 総務大臣は、第三十一条第二項若しくは第六項、第三十二条の四第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条の四第一項、第三十九条の四第二項、第三十六条、第三十七条の三第四項、第三十八条の三第三項、第三十九条第一項若しくは第六項、第三十九条の四第一項、第三十九条の六において準用する場合を含む。)又は第三十九条の五第三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第十八号)第十二条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該處分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(勧告)

第八十八条の二十 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

第九十四条を次のように改める。

(審議会等への諮問)

第九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が微弱な

電気通信事業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

1

い。事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業者の許可、第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一条第四項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十二条の四第三項の規定によ

第九十五条第一項及び第二項を削り、同条第三項中、「第三十一条第二項若しくは第六項、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第二項、第三十九条の四第一項」を削り、「又は第五十九条第三項(第七十二条において準用する場合を含む。)を、「第五十九条第三項又は第七十一条の二第二項」に改め、同項を同条とする。

第三百八条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第三十一条の四第六項」を「第三十二条の四第十項」に改める。
「第一百九条中」一に「を」いすれかに「に」、「二十万円」を「三十万円」に改め、第三号を第十号とし、第二号を第九号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の六号を加える。
三 第三十二条第一項の規定に違反して料金

十八条の三第二項若しくは第六項、第三十九条の四第一項若しくは第四項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第五項、第三十九条の五第一項若しくは第五項、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十一条第一項の規定によるものに「(指定認定機関が行うものを除く。)」を
え、「若しくは第七十二条の二第一項」を削り
同条第一項中「、指定認定機関が行う技術基
適合認定を受けようとする者又は第七十二条
第二項の認証を受けようとする者の納める
のについては当該指定認定機関の」を削る。
第一百条中「百万円」を「三百万円」に改める。

四 又は契約約款を公表せず、又は掲示しなかつた者
五 第三十五条又は第三十七条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第六項又は第三十八条の四第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者

第一百十一条を削る。
第一百十二条中「前条」を「第一百九条」とし、「第百六条及び第百十条」を「及び第百六条」に改め、同条を第一百十一条とする。
第一百十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

による第一種電気通信事業者の指定、第三十七条の三第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十八条の二第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は

第一百一十条中「に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改める。
第一百一一条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

六 第三十九条の二第一項の規定に違反して
反対して指紋捺印を公表しなかつた者

七 計画を公表しなかつた者

八 第三十九条の五第四項の規定に違反して
契約約款を公表しなかつた者

九 第八十六条第四項又は第八十七条の規定に
違反して指紋捺印を公表しなかつた者

第一百三十二条第一号中「第三十八条の二第十一項」を「第三十七条の二第五項又は第三十八条の二第十一項」に改め、同条に次の一号を加えん。

三 第二十二条第三項、第三十七条の二第一 指定電気通信設備の指定

第一百四条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「百万円」を「二百万円」に改める。

第一百九条に第一号として次の一号を加える。
第十二条第五項(第十四条第四項において)
に違反した者

役員を兼ねた者
百三十三条を百二十二条とする。
百四十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、
同条を百三十三条とする。

ただし書若しくは第五項、第三十八条第三号、第三十八条の二第一項、第三項第一号イ、口若しくは二若しくは第二号、第四

第百五条及び第百六条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第十一條第五項(第十四条第四項における場合を含む。)、第二十二条第二項、第二十三条第二項若しくは第三項(これららの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、第三十八条の二第九項、第二

(電気通信事業法の一部改正)
第一条 電気通信事業法の一部を次のように改正する。
同条を第一百三十三条とする。

十二項、第三十八条の三第一項若しくは第五項、第三十八条の四第三項、第三十九条の二第一項若しくは第二項、第三十九条の

一条の四第四項を「第三十一条の四第八項」に改め、同条第四号中「第六項」の下に、「第二十九条の四第一項」を、「第三十七條」の下に、「第二十九条の二第一項」を、「第三十七条の三第四項、

目次中
「第五節 指定試驗機関等
第二款 指定試驗機關等
第一款 指定認定試驗機關等
第一項 第五十六各

四 第三十三条の四第五項に規定する標準契約款の制定又は改廃

第三十八条の三第三項を「第三十九条の四第一項」の下に「(第三十九条の六において準用する場合を含む。)、第三十九条の五第三項を加え、同条第五号中「第三十八条の三第一項」を「第三十八条の三第四項」に改める。

閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閲閻
（第五十六条 第六十七条）
（第六十六条 第七十二条の二）
（第七十二条の三 第七十二条の四）
（第七十二条の五 第七十二条の十六）

に改める。

目次中
第五節 指定試驗機關等
第一款 指定試驗機關等
第二款 承認定機関(第六十六各項)
第三款 承認定機関(第六十八各項)

第六節 第二款 指定試験機
第七節 第三款 指定認定機
第八節 第四款 基礎的電気通達

第三十一条第三項中「この項において」を削る。

第二章に次の二節を加える。

第六節 基礎的電気通信役務

(基礎的電気通信役務の提供)

第七十二条の五 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならぬ。

(基礎的電気通信役務支援機関の指定)

第七十二条の六 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全國に一

を限つて、基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

一 職員、設備、支援業務の実施の方針その他的事項についての支援業務の実施に関する計画が支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 支援業務以外の業務を行つている場合は、その業務を行うことによって支援業務が不公正になるおそれがないこと。

(業務)

第七十二条の七 支援機関は、次に掲げる業務を行つるものとする。

一次条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額

が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

一 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(適格電気通信事業者の指定)

第七十二条の八 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一 総務省令で定めるところにより、申請に係る基礎的電気通信役務の提供の業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に關し、第三十八条の四第二項に規定する接続約款を定めていること。

三 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の規定による指定は、総務省令で定めた原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、交付金の額を公表しなければならない。

3 前項の原価は、能率的な經營の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、交付金の額を公表しなければならない。

3 第十六条第四項又は第十七条第一項の規定による第一種電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該第一種電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたときは、当該第一種電気通信事業者の地位を承継した

第一種電気通信事業者は、適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。

4 総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二項の規定による通知を受けるまでの期間に限る。において、他の接続電気通信事業者等について合併、分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の接続電気通信事業者等から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該事業を譲り渡した接続電気通信事業者等の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。)として総務省令で定めた方法により算定した当該負担金(以下この節において単に「交付金」といふ。)の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定するための資料として、前年度における前条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

1 適格電気通信事業者が第七十二条の八第一項の指定に係る基礎的電気通信役務を提供するため設置している電気通信設備と接続する協定を締結していいる電気通信事業者(以下「信事業者」といふ。)に対する当該負担金(以下この節において単に「負担金」という。)の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

1 適格電気通信事業者が第七十二条の八第一項の指定に係る基礎的電気通信役務を提供するため設置している電気通信設備と接続する協定を締結していいる電気通信事業者(以下「信事業者」といふ。)に対する当該負担金(以下この節において単に「負担金」という。)の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

2 前号に掲げる電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者その他の電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者

3 第一号に規定する電気通信設備、これと接続する電気通信設備又は電気通信事業者の電気通信設備を介して同号に規定する電気通信設備と接続する電気通信設備を設置している電気通信事業者

一一

2 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定め

る方法により負担金の額を算定し、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

3 支援機関は、前項の認可を受けたときは、接続電気通信事業者等に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 接続電気通信事業者等は、前項の規定による通知に従い、支援機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

5 第三項の規定による通知を受けた接続電気通信事業者等は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき総務省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

6 支援機関は、接続電気通信事業者等が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

7 支援機関は、前項の規定による督促を受けた接続電気通信事業者等がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、総務大臣にその旨を申し立てることができる。

8 総務大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該接続電気通信事業者等に対し、支援機関に負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることがで

きる。

(資料の提出の請求)

第七十二条の十一 支援機関は、支援業務を行つたため必要があるときは、電気通信事業者に對し、資料の提出を求めることができる。

(区分経理) 第七十二条の十二 支援機関は、支援業務以外の業務を行つている場合には、当該業務に係る経理と支援業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(支援業務諮問委員会) 第七十二条の十三 支援機関には、支援業務諮問委員会を置かなければならない。

2 支援業務諮問委員会は、支援機関の代表者の諮問に応じ、交付金の額及び交付方法、負担金の額及び徴収方法その他支援業務の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を支援機関の代表者に述べることができる。

3 支援業務諮問委員会の委員は、電気通信事業者及び学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、支援機関の代表者が任命する。

(支援機関の指定を取り消した場合における経過措置) 第七十二条の十四 第七十二条の十六において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合において、総務大臣がその取消し後に新たに支援機関を指定したときは、取消しに係る支援機関の支援業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、第七十二条の十六において準用する第六十六条第一項又は第二項の規定により支援機関の指定を取り消した場合における支援業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(支援機関への情報提供等) 第七十二条の十五 総務大臣は、支援機関に対し、支援業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(准用) 第七十二条の十六 第五十七条第二項(第一号を除く。)、第五十九条第一項及び第三項、第六十条から第六十一条まで並びに第七十条の規定は、支援機関について準用する。この場合において、第五十七条第二項中「前条第二項」とあるのは「第七十二条の六」と、第五十九条第三項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、同項、第六十一条及び第六十六条を除く。)と、同項、第六十一条中「職員(試験員を含む。)」とあるのは「職員」と、同条、第六十一条、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項並びに第六十六条第一項及び第三項中「試験事務」とあり、並びに第七十条第一項及び第二項中「技術基準適合認定の業務」とあるのは「支援業務」と、第六十六条第一項中「第五十七条第二項各号(第三号を除く。)」の「第一号」と、同条第二項第一号中「この款」と

あるのは「第七十二条の九第一項若しくは第四項、第七十二条の十第一項、第七十二条の十二若しくは第七十二条の十三第二項の規定又は第七十二条の十六において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第七十二条の六各号」と、第七十条第一項中「住所、指定に係る区分」とあるのは「住所」と読み替えるものとする。

第九十二条第四項中「若しくは指定認定機関」を、「指定認定機関若しくは支援機関」に改め

る。

第九十四条第一号中「又は第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可」を、「第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二条の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二条の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二条の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二条の十六において準用する第六十一条第一項の規定による支援業務規程の認可」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「又は第五十二条第一項第一号」を「、第五十二条第一項第一号、第七十二条の五、第七十二条の八第一項第一号若しくは第三号、第七十二条の九第一項から第三項まで又は第七十二条の十第一項若しくは第二项」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十二条の十第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案 第九十五条中「第五十九条第三項」の下に「第四号」と、同条第二項第一号中「この款」と

七十一条の十六において準用する場合を含む。」を加える。

第一百五条中「第七十二条の下に」及び第七十二条の十六を加え、「又は指定認定機関」を「、指定認定機関又は支援機関」に改める。

第一百十条中「又は指定認定機関」を「、指定認定機関又は支援機関」に改め、同条第一号中「第七十二条の下に」及び第七十二条の十六を加え、「又は技術基準適合認定の業務又は支援業務」を、「技術基準適合認定の業務又は支援業務」に改める。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

第六条第一項から第三項までの規定中「五分の一」を「三分の一」に改める。

第二十三条中「各号に」を「各号のいづれかに」に改め、同条第一号中「第二条第二項、第四項又は第五項」に改める。

附則に次の二項を加える。

(会社の新株発行の認可の特例)

第十四条 会社は、当分の間、新株の発行により株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、第四条第一項の認可を受けなくとも、新株を発行することができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項前段の総務省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十五条 前条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 削除

附則第十六条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第十七条中「各号に」を「各号のいづれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気通信事業法第三章の次に「第一章を加える改正規定(同法第八十八条の五第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。)及び次条の規定 公布の日」

二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(審議会等への諮問)

三 第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第三十七条の二第二項若しくは第五項、第三十七条の三第二項ただし書き若しくは第五項、第三十八条の三第二項若しくは第五項、第三十八条の三第二項ただし書き若しくは第五項、第三十八条の三第二項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第二十八条の四第二項の規定により届け出た協定とみなす。

4 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十八条の三第一項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定により届け出た協定とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の認可を受け、又は同項ただし書きの規定により届け出ている接続約款は、新電気通信事業法第三十八条の四第二項の規定により届け出た接続約款とみなす。

6 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定によりした届出とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定によりした届出とみなす。

事業法」という。)第三十二条の四第一項の認可を受けている契約約款は、新電気通信事業法第三十二条の四第一項の規定が適用される契約約款にあっては同項の規定が適用される契約約款と、同条第三項の規定が適用される契約約款にあっては同項の認可を受けた契約約款とみなす。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気通信事業法第三章の次に「第一章を加える改正規定(同法第八十八条の五第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。)及び次条の規定 公布の日」

二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(審議会等への諮問)

三 第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第三十七条の二第二項若しくは第五項、第三十七条の三第二項ただし書き若しくは第五項、第三十八条の三第二項若しくは第五項、第三十八条の三第二項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第二十八条の四第二項の規定により届け出た協定とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第一項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第二十八条の四第二項の規定により届け出た協定とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の認可を受け、又は同項ただし書きの規定により届け出ている接続約款は、新電気通信事業法第三十八条の四第二項の規定により届け出た接続約款とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の認可を受けた契約約款は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定によりした届出とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十八条の三第二項の認可の申請は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定によりした届出とみなす。

三十八条の三第二項の規定により認可を受け、若しくは同項ただし書の規定により届け出た接続約款により締結している協定又は同条第五項の規定により届け出ている協定は、新電気通信事業法第三十八条の四第一項の規定により届け出た協定とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九条の三第一項の認可を受けている協定は、新電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定が適用される協定にあっては同項の認可を受けた協定と、同条第五項の規定が適用される協定にあっては同項の規定により届け出た協定とみなす。

9 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定による協定の認可の申請は、新電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定が適用される協定にあっては同項の規定によりした認可の申請と、同条第五項の規定が適用される協定にあっては同項の規定によりした届出とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九条の三第二項の認可を受けている契約は、新電気通信事業法第三十九条の五第一項の規定により届け出た契約とみなす。

11 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十九条の五第一項の規定による届出とみなす。

12 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第三十九条の三第一項の規定による認可の申請は、新電気通信事業法第三十九条の五第一項の規定により届け出た協定とみなす。

- 13 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の四第一項の申立ては、共用に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の四第一項の申立てと、約款外役務に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の六において準用する新電気通信事業法第三十九条の四第一項の裁定の申請は、共用に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の四第一項において準用する新電気通信事業法第三十九条第四項の裁定の申請と、約款外役務に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の六において準用する新電気通信事業法第三十九条第四項の裁定の申請とみなす。
- 14 この法律の施行の際現にされている旧電気通信事業法第三十九条の四第一項の裁定の申請は、共用に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の四第一項において準用する新電気通信事業法第三十九条第四項の裁定の申請と、約款外役務に関するものにあっては新電気通信事業法第三十九条の四第一項において準用する新電気通信事業法第三十九条第四項の裁定の申請とみなす。
- 15 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第六十八条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日に新電気通信事業法第六十八条第一項の指定を受けたものとみなす。
- 16 前各項に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧電気通信事業法の規定によってした処分、手続その他の行為は、新電気通信事業法中にこれに相当する規定があるときは、新電気通信事業法の規定によつてしたものとみなす。
- （罰則に関する経過措置）
- 17 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
- （その他の経過措置の政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）（検討）（第七条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第一百五十二号））一部を次のように改正する。

第六条 政府は、この法律による改正後の規定の実施状況、インターネットその他の高度情報通信ネットワークに係る技術及びその利用の動向

の必要な措置を講ずるものとする。（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第七条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第一百五十二号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条第十三号の五の四の次に次の二号を加える。

十三の五の五 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員

第十二条第十九号の十二の次に次の二号を加える。

十九の十三 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「国地方係争処理委員会の常勤の委員」を「国地方係争処理委員会の常勤の委員（委員）」に改める。

第八条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（総務省設置法の一部改正）

第八条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第八条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

（第四款 国地方係争処理委員会（第十九条） 第四款 国地方係争処理委員会（第二十条） 第五款 電波監理審議会（第二十一条） 第五款 電波監理審議会（第二十一条） 第六款 独立行政法人評議会（第二十二条） 第六款 独立行政法人評議会（第二十二条） 第七款 独立行政法人評議会（第二十三条） 第七款 独立行政法人評議会（第二十三条） 第八款 独立行政法人評議会（第二十四条） 第八款 独立行政法人評議会（第二十四条） 第九款 独立行政法人評議会（第二十五条） 第九款 独立行政法人評議会（第二十五条） 第十条 独立行政法人評議会（第二十六条） 第十条 独立行政法人評議会（第二十六条） 第十一条 独立行政法人評議会（第二十七条） 第十一条 独立行政法人評議会（第二十七条） 第十二条 独立行政法人評議会（第二十八条） 第十二条 独立行政法人評議会（第二十八条） 第十三条 独立行政法人評議会（第二十九条） 第十三条 独立行政法人評議会（第二十九条） 第十四条 独立行政法人評議会（第二十条） 第十四条 独立行政法人評議会（第二十条） 第十五条 独立行政法人評議会（第二十一条） 第十五条 独立行政法人評議会（第二十一条） 第十六条 独立行政法人評議会（第二十二条） 第十六条 独立行政法人評議会（第二十二条） 第十七条 独立行政法人評議会（第二十三条） 第十七条 独立行政法人評議会（第二十三条） 第十八条 独立行政法人評議会（第二十四条） 第十八条 独立行政法人評議会（第二十四条） 第十九条 独立行政法人評議会（第二十五条） 第十九条 独立行政法人評議会（第二十五条） 第二十条 独立行政法人評議会（第二十六条） 第二十条 独立行政法人評議会（第二十六条） 第二十二条 独立行政法人評議会（第二十七条） 第二十二条 独立行政法人評議会（第二十七条） 第二十三条 独立行政法人評議会（第二十八条） 第二十三条 独立行政法人評議会（第二十八条） 第二十四条 独立行政法人評議会（第二十九条） 第二十四条 独立行政法人評議会（第二十九条） 第二十五条 独立行政法人評議会（第二十条） 第二十五

第三章第二節中「国地方係争処理委員会」を「電気通信事業紛争処理委員会」に改める。

第八条第二項中「国地方係争処理委員会」を「電気通信事業紛争処理委員会」に改める。

（所掌事務）

第十九条の二 電気通信事業紛争処理委員会について、電気通信事業法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五款 電気通信事業紛争処理委員会を第六款とし、第四款の次に次の二款を加える。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条の二 電気通信事業紛争処理委員会について、電気通信事業法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

理由

電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務の提供条件に関する規制の合理化、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、外国人等による日本電信電話株式会社の株式の取得制限を緩和し、並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務の提供条件に関する規制の合理化、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、外国人等による日本電信電話株式会社の株式の取得制限を緩和し、並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 電気通信事業法の一部改正関係

(一) 電気通信事業法の目的に、電気通信事業の公正な競争を促進することを追加すること。

(二)

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約以外の契約約款については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。

(三)

総務大臣は、第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、その最近一年間ににおける収益の額の割合が総務省令で定める割合を超える場合において、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、一定の行為を禁止する規定が適用される者として指定することができることとする。

(四)

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び(二)の指定を受けた第一種電気通信事業者は、接続に関して知り得た情報の目的外利用や特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等の行為をしてはならないこととする。

(五)

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、それと特定の関係を有する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものとの間の役員の兼任を禁止するとともに、接続に必要な設備の設置や土地等の利用又は情報の提供等について、当該特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをしてはならないこととし、その遵守のために講じた措置について総務大臣に報告しなければならぬこととする。

ないこととする。

(六) 総務大臣は、何又は田に違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができることとする。

(七) 総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の割合が総務省令で定める割合を超えるものその他の電気通信設備の综合体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができることとする。

(八) 伝送路設備の接続に関する協定等の締結に際し、当事者は、委員会の組織に係る規定を整備すること。

(九) 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定等の締結に際し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他協定等の細目について当事者間の協議が調わない等の場合において、当事者は、委員会に対し、あっせん又は仲裁を申請することができる」とする。

(十)

指定認定機関について、指定の欠格事由のうち民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であることを廃止する等の基準に係る規定等を整備すること。

(十一) 第一種電気通信事業の用に供する線路等を他人の土地等に設置する場合の規定を整備すること。

(十二)

総務省に、電気通信事業紛争処理委員会(以下「委員会」という。)を置くとともに、委員会の組織に係る規定を整備すること。

(十三)

電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定等の締結に際し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他協定等の細目について当事者間の協議が調わない等の場合において、当事者は、委員会に対し、あっせん又は仲裁を申請することができる」とする。

(十四)

委員会は、その権限に属させられた事項に関する協定等の締結に際し、当事者は、委員会に対し、必要な勧告をすることができる」とする。

(十五)

その他規定の整備をすること。

2

電気通信事業法の一部改正関係

(一) 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供の確保に努めなければならないこととし、その申請により、全国に

一 を限って、基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる」ととする。

(三) 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者について、当該第一種電気通信事業者として指定することができる」とする。

(四) 支援機関は、指定を受けた適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付する等の業務を行ふものとすること。

(五) 支援機関は、その業務に要する費用の全部又は一部に充てるため、適格電気通信事業者が指定を受けた基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者等から、負担金を徴収することができる」とすること。

(内) その他規定の整備をすること。

3 日本電信電話株式会社等に関する法律の一
部改正関係

(一) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受け、地域電気通信業務の円滑な運行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内にお

いて、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる」とすること。

(二) 外国人等が日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)の株式をその議決権の割合が三分の一未満となる範囲内において取得できるようにしてること。

(三) 会社は、当分の間、新株の発行により株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、総務大臣の認可を受けなくとも、その旨を届け出ることで新株の発行を可能とすること。

(四) その他規定の整備をすること。

4 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正関係

会社は、当分の間、長距離会社の株式を処分しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならぬこととする規定を削除することその他規定の整備をすること。

法律の一部改正関係

本案は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年五月三十一日

総務委員長 御法川英文

衆議院議長 編員 民輔殿

(別紙)

電気通信事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年五月三十一日

総務委員長 御法川英文

衆議院議長 編員 民輔殿

(別紙)

電気通信事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

五 一規制改革推進三か年計画におけるNTTの自主的な実施計画の取扱いに当たっては、本法の立法趣旨、国会における審議を十分に踏まえ、NTTの経営の自主性を損ねることのない速やかに検討を行うこと。

五 一規制改革推進三か年計画におけるNTTの自主的な実施計画の取扱いに当たっては、本法の立法趣旨、国会における審議を十分に踏まえ、NTTの経営の自主性を損ねることのない速やかに検討を行うこと。

六 いわゆるユニバーサルサービス基金制度については、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者等の経営や利用者の料金に悪影響を及ぼすことのないよう運用し、基金の発動時期や交付金の決定方法について早急に明らかにすること。

七 市場構造の変化や通信技術の進展に対応するため、通信と放送の融合等を踏まえ、通信と放送に係る許認可等を含む規制の在り方の見直しや交付金の決定方法について早急に明らかにすること。

八 高速インターネットアクセスや移動電話サービスといった、いわゆる次世代のユニバーサルサービスと見込まれるサービスについて、その早期全国展開を可能とするよう、早期にデジタル・デバイドを解消する観点から、必要な公的支援の範囲の拡大と充実を図ること。

九 NTT株式の売却収入の使途については、情報通信基盤の高度化を実現するため活用することを基本とするよう、政府のNTT株式保有義務の撤廃を含め幅広い観点から検討すること。

十 連絡納税制度の早期導入について、その実現

のため能動的な努力を行うこと。

十一 今後増加が見込まれる電気通信事業者間の接続等に係る紛争の解決に当たっては、公正競争の促進及び利用者利益の保護に配慮しつつ、迅速、公正な処理を図ること。

また、電気通信に係る規律等に関する事務を

中立公正に行うため、電気通信事業紛争処理委員会について、その事務の執行状況、事務処理体制等を勘案し、公正競争確保の観点から、その在り方について総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

消防法の一部を改正する法律

消防法(昭和二十三年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「廃」を「おそれ」に、「取扱」を「取扱い」に改め、「事項は、」の下に「政令で定める基準に従い」を加える。

第十五条の四第二項中「第五類の項第九号」を「第五類の項十一号」に改める。

別表第五類の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 ヒドロキシルアミン
九 ヒドロキシルアミン塩類

別表備考第十六号中「二〇〇度以上」の下に「二五〇度未満」を加え、同表備考第十七号中「抽出したものの下に」であつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものを加え、同表備考第十九号中「第五類の項第九号」を「第五類の項第十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表備考第十六号及び第十七号の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
第一条 この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第七条において同じ。)の施行前に改正前の消防法(以下「旧法」という。)の規定によりされた許可その他の处分又はこの法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるもの所持者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を同条第二項に規定する市町村長等(以下「市町村長等」という。)に届け出なければならない。ただし、次項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第七条において同じ。)の施行前に改正前の消防法(以下「旧法」という。)の規定によりされた許可その他の处分又はこの法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるもの所持者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を同条第二項に規定する市町村長等(以下「市町村長等」という。)に届け出なければならない。ただし、次項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に旧法第十二条第一項

の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、新たに新法第十二項第一項の規定による許可を受けなければならぬこととなるものについては、施行日から起算して六月間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。

第四条 施行日において現に旧法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十条第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかるらず、施行日から起算して六月以内において新たに新法第十二条第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)

の前日において現に旧法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十二条第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるもの所持者、管理者又は占有者は、施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第六条 施行日ににおいて現に旧法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十二条第一項の規定による指定数量の倍数が旧法第十二条第一項の規定による許可又は旧法第十二条第一項の規定による届出に係る同条に規定する指定数量の倍数を超えることとなるものの所有者、管理者又は占有者は、施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

て二月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつた場合において、旧法第十二条第一項の規定による許可是、新法第十二条第一項の規定による許可とみなす。

2 前項の所有者、管理者又は占有者で、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、引き続き新法第九条の三に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとするものは、一部施行日から起算し

化学物質の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るために、引火点の上

限を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るために、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 火を使用する設備・器具等に関する事項

火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に係る火災の予防のために必要な事項を条例で定める際の基準を政令で定めること。

2 危険物の範囲に関する事項

(一) 消防法別表第五類の項の品名欄に掲げる物品としてヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類を追加すること。

(二) 消防法別表第四類の項第六号及び第七号の物品の引火点の上限を「五〇度とする」

3 その他

その他所要の規定の整備を図ること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2の(二)に関する事項は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、1に関する事項は公布の日から起算して一

年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

化学物質の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の品名を追加する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十三年五月三十一日

総務委員長 御法川英文

衆議院議長 編賀 民輔殿

温泉法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 喜朗

温泉法の一部を改正する法律

温泉法(昭和二十二年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 温泉の保護(第三条・第十一条)

第三章 温泉の利用(第十三条・第二十七条)

第四章 調問及び聴聞(第二十八条・第二十九条)

第五章 雑則(第三十条・第三十二条)

第六章 罰則(第三十四条・第三十九条)

附則

第一条に見出しとして「(目的)」を付する。
第二条に見出しとして「(定義)」を付し、同条第一項中「ゆう出する」を「ゆう出せる」を「ゆう出さるべきもの」と議決した。

第三条に見出しとして「(土地の掘削の許可)」を付し、同条第一項中「ゆう出させる」を「ゆう出させる」に、「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第二項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第三項中「許可を与える」を「同項の許可をしようとする」に改める。

第四条から第六条までを次のように改める。
(許可の基準)
第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

六 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。
都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第七条 第三条第一項の許可是、その効力を失う。
第二十七条から第三十条までを削る。
第二十六条中「これを」を削り、同条の条名を削る。

第二十一条中「届出があつたときは、第三

条第一項の許可是、その効力を失う。

第二十七条から第三十条までを削る。

第二十一条中「前三条」を「第三十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第一項の届出を怠つた者

二 第二十条の規定に違反した者

第二十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに、「これを五千円」を「三十万円」に改

め、同条第一号を次のように改める。

第六条第一項、第十四条第三項又は第十六
条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

第二十四条第三号中「第十七条第一項又は第二
項」を「第二十四条第一項又は第三十一条第二項若
しくは第二項」に改め、「当該官吏又は吏員の」を
削り、「又は忌避した」を「若しくは忌避し」、又は
質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を
した」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一
号中「第十六条」を「第二十四条第一項又は第二十
条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一
号の次に次の三号を加える。

二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、
又は虚偽の掲示をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者(前号
の規定に該当する者を除く。)

四 第二十三条の規定に違反した者
第十三条を第三十七条规定とする。

第二十三条中「左の各号の一」を「次の各号のい
ずれかに改め、「これを」を削り、「五千円」を「五
十万円」に改め、同条第一号中「第六条(第八条第
一項において準用する場合)を含む。」、第七条(第
八条第二項及び第二十九条第二項)を「第七条(第二
項若しくは第八条(これらの規定を第九条第二項
に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十
三条第一項」に改め、同条に次の二号)を加える。
三 第十五条第一項の規定に違反して登録を受
けないで温泉成分分析を行つた者

四 不正の手段により第十五条第一項の登録を
受けた者

第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に
違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条第一項中「第八条第二項」を「第九条
第一項」に改め、「これを」を削り、「一万円」を「百
万円」に改め、同条第二項中「刑は」を「罪を犯した
者には」に、「これを」を「懲役及び罰金を」に改
め、同条を第三十四条とする。

第五章を第六章とする。

第二十一条に見出しとして「聴聞の特例」を付
し、同条第一項中「都道府県知事が、第六条(第八
条第二項)を「都道府県知事は、第七条第二項(第
九条第二項)に、「第九条第一項又は第十八条」を

「第十条第一項又は第二十七条第二項」に改め、同
条第二項中「第五条(第八条第二項において準用す
る場合)を含む。」、第六条(第八条第二項)を「第七
条(第九条第二項)に、「第九条第一項又は第十八
条」を「第十条第一項又は第二十七条」に改め、第
四章中同条を第二十九条とする。

第二十条に見出しとして「審議会その他の合議
制の機関への諮問」を付し、同条中「第四条(第八
条第二項)を「第四条第一項(第九条第二項)に、
第六条(第八条第二項)を「第七条(第九条第二項)
に、「第八条第一項又は第九条」を「第九条第一項
に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十
三条第一項」に改め、同条に次の二号)を加える。

第二十七条第二項に、「従わない」を「違反した」
に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十
三条第一項」に改め、同条に次の二号)を加える。

三 第十五条第一項の規定に違反して登録を受
けないで温泉成分分析を行つた者

第十九条を削る。

第四章の次に次の二章を加える。

第五章 雜則
(報告徵収)

第三十七条 都道府県知事は、この法律の施行に必
要な限度において、温泉をゆう出させる目的で
土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状
況その他必要な事項について報告を求め、又は
温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用
施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成
分、利用状況その他必要な事項について報告
を求めることができる。

2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限
度において、工業用に利用する目的で温泉源か
ら温泉を採取する者又はその利用施設の管理者
に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状
況その他必要な事項について報告を求めるこ
とができる。

(立入検査)

第三十二条 都道府県知事は、この法律の施行に
必要な限度において、その職員に、温泉をゆう
出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、
温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入
り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、
温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書
類その他の物件を検査し、又は関係者に質問さ
せることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項
に規定する事務に係る事項で環境省令で定める
ものを都道府県知事に通知しなければならな
い。

(経過措置)

第三十三条 前条第一項の規定に基づき政令を制
定し、又は改廃する場合においては、その政令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

第十六条から第十八条の三までを削る。

第十一条に見出しとして「(改善の指示)」を付
し、同条中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、
第二章中同条を第二十六条とし、同条の次に次の
二章を加える。

項の規定による立入検査について準用する。
(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十二条 第三章、第二十九条第一項(第二十
七条第二項の規定による処分に係る部分に限
る)、第三十条第一項(温泉をゆう出させる目
的で土地を掘削する者に対する報告の徵収に係
る部分を除く。)又は前条第一項(温泉をゆう出
させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への
立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道
府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で
定めるところにより、地域保健法(昭和二十二
年法律第一号)第五条第一項の政令で定める
市(次項において「保健所を設置する市」とい
う。又は特別区の長が行うこととする)がで
きる。

(許可の取消し等)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合は、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十二条第一項の許可を受けた者が同条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十二条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

五 第十四条に見出しとして「地域の指定」を付し、同条中「温泉利用施設」の下に「温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。」を加え、同条を第二十五条とする。

六 第十三条に見出しとして「温泉の成分等の掲示」を付し、同条中「見易い」を「見やすい」に、環境省令の「を『環境省令で』に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、

一 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるとときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

5 第十三条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

二 第二十二条(第三号を除く。)の規定により登録を受けることができる。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5. 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、その旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

6. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

7. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その代表者の氏名

8. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

9. 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消しなければならない。

10. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

11. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

12. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

13. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

14. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

15. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

16. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

17. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

18. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

19. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

20. 都道府県知事は、第一項の登録を受けようとする者は、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

二条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

十九条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録分析機関の標識)

二十条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(登録分析機関登録簿の閲覧)

二十一条 都道府県知事は、登録分析機関が次

の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

二十二条 第十五条第一項及び第二項、第十六、第十七条第一項、前条、次条並びに第二十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。

二十三条 第十五条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二十四条 第十五条第四項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二十五条 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けたときは。

(環境省令への委任)

二十六条 第十五条から前条までに定めるもののほか、登録の手続、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(温泉成分分析の求めに応ずる義務)

二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求

官報 (号外)

<p>めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>(報告徵収及び立入検査)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するためには必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第十二条に見出として「(温泉の利用の許可)」を付し、同条第一項中「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。</p> <p>4 第四条第二項の規定は、第一項の許可をしないときについて準用する。</p> <p>第十二条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から一年を経過しない者</p> <p>二 第十七条第一項第三号の規定により前項</p>	<p>の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>第十二条を第十三条とする。</p> <p>第十二条に見出として「(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令)」を付し、同条第一項中「温泉をゆう出させる」を「都道府県知事は、温泉をゆう出させる」と、「を掘さくしたため」を「が掘削されたことにより」に、「ゆう出量」を「ゆう出量」に、「を及ぼす」を「及びぶ」に、「都道府県知事は、土地を掘さくした」を「その土地を掘削した」に、「阻止する」を「防止するため」に改め、「措置を」の下に「講すべき」とを加え、同条第二項中「都道府県知事が」を「都道府県知事は」に、「基く」を「基づく」に、「掘さくした」を「掘削した」に改め、第二章中同条を第十二条とする。</p> <p>第十一条に見出として「(原状回復命令)」を付し、同条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。</p> <p>第九条に見出として「(温泉の採取の制限に関する命令)」を付し、同条第一項中「第八条第一項」を「温泉源を保護する」に、「温泉源より」を「温泉源から」に改め、同条を第十条とする。</p> <p>第六条の次に次の二条を加える。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第二条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一号を「第四条から前条まで」に改め、「装置」の下に「の許可」を加え、「これ」を削り、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、第四条第一項第一号及び</p>
<p>第二号、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置」、「當該掘削」とあるのは「當該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削し、又は温泉のゆう出量を增加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。</p> <p>第八条を第九条とする。</p> <p>第七条に見出として「(原状回復命令)」を付し、同条中「第三条第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした」を「都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、當該許可を取り消したとき、又は當該掘削が行われた」に、「ゆう出しない」を「ゆう出しない」に改め、「都道府県知事は」を削り、「土地を掘さくした」を「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した」に改め、「また」を削り、同条を第八条とする。</p> <p>第六条の次に次の二条を加える。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第二条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一号を「第四条から前条まで」に改め、「装置」の下に「の許可」を加え、「これ」を削り、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、第四条第一項第一号及び</p>	<p>の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」と、「當該掘削」とあるのは「當該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。</p> <p>三 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対する措置を講すべきことを対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第二号、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、「當該掘削」とあるのは「當該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(掘削等の許可に関する経過措置)</p> <p>第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第二条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第五条新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用せず、旧法第五条(旧法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用せず、旧法第五条(旧法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第二項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第二号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条(同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。)、第七条」とする。</p> <p>(許可の取消しに関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けている者に対する新法第七条第一項(新法第九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可の</p>

取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の許可を受けている者に対する新法第二十一条第一項の規定による許可の取消しに関する事由は、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

七条第一項の規定による許可の取消しに関する事由は、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(温泉の成分等の掲示に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第七条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「虞」を「おそれ」に、「第八条削」に改める。

理由

温泉をゆう出させるための土地の掘削の実施状況にかんがみ、当該掘削の許可の有効期間を設けるとともに、温泉に入浴する者等の健康を保護するため、温泉の成分等の掲示に際してその分析をする者に関する登録制度を設ける等の必要がある者に関する登録制度を設ける等の必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

いう。)の分析に基づいてしなければならないものとするとともに、登録分析機関の登録に関し必要な規定を置くものとする。

3 その他 罰金の額の引き上げ等所要の規定の整備を図るものとする。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 所要の経過措置を設けるものとする。

(三) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(四) 関係法律について、所要の改正を行うものとする。

第四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者(以下この章において「指定講習機関」という。)が国土交通省令・環境省令で定めるところにより行う浄化槽工事に関して必要な知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)に改め、同条第五項を削る。

第四十三条第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に」に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。)」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 國土交通大臣は、浄化槽設備士試験に関する不正の行為があつた場合には、その不正行為に

関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

7 國土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて浄化槽設備士試験

清化槽法の一部を改正する法律案

右

平成十三年三月十六日
内閣総理大臣 森 喜朗

国会に提出する。

衆議院議長 編員 民輔殿

(一) 登録を受けた機関(以下「登録分析機関」と

衆議院議長 編員 民輔殿

環境委員長 五島 正規

平成十三年六月一日

を受けることができないものとすることができる。
 第四十三条の二 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
 2 主務大臣は、他に前条第四項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、
 指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
 二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 三 申請者が、第四十三条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

(指定試験機関の指定)

2 次条第二項の命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者(指定試験機関の役員の選任及び解任)
 第四十三条の三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 2 主務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第四十三条の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。(事業計画の認可等)

第四十三条の四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四十三条第四項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その後の指定を受けた後遅滞なく)、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第四十三条の三第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(受験の停止等)

第四十三条の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、浄化槽設備士試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行つ場合における第四十三条第六項及

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

2 試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令(秘密保持義務等)

第三条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第四十三条の三第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(監督命令)

第四十三条の十 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令を記載し、及びこれを保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十三条の九 指定試験機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に關する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十三条の十一 指定試験機関は、主務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第四十三条の十二 主務大臣は、指定試験機関が第四十三条の二第三項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四十三条の三第二項(第四十三条の六第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条の五第三項又は第四十三条の十の規定による命令に違反したとき。

三 第四十三条の四、第四十三条の六第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第四十三条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。
(指定等の条件)

第四十三条の十三 第四十三条第四項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第五項又は第四十三条の十一の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可による事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)
第四十三条の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(浄化槽設備士試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、主務大臣が行つてはならない。

臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができ
る。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第四十三条の十五 国土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が第四十三条の十一の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十三条の十二第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第四十三条の十六 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十三条第四項の規定による指定をしたとき。

二 第四十三条の十一の規定による許可をしたとき。

三 第四十三条の十二の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき、又は国土交通大臣が行つてはいた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(公示)

第四十三条の十八 指定講習機関の指定は、主務省令で定めるところにより、講習を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(講習)

第四十三条の十九 指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四十二条第一項第二号の規定による指定を受けた日の属する事業年度について)、その指定を受けた後遅滞なく、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(講習業務規程)

第四十三条の二十 指定講習機関は、講習業務の開始前に、講習業務の実施に関する規程(以下この章において「講習業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 これに該当するときは、指定講習機関に對し、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした講習業務規程が講習業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定講習機関に對し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第四十三条の二十一 講習業務に從事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の

算して一年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者があること。

(事業計画の認可等)

適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)
第四十三条の一十二 指定講習機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習業務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十三条の一十三 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(講習業務の休廃止)

第四十三条の一十四 指定講習機関は、主務大臣の許可を受けなければ、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第四十三条の一十五 主務大臣は、指定講習機関が第四十三条の十八第三項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の十八第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四十三条の十九又は前条の規定に違反したとき。

三 第四十三条の二十第一項の認可を受けた講習業務規程によらないで講習業務を行つたと

き。

四 第四十三条の二十第三項又は第四十三条の一十三の規定による命令に違反したとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第四十三条の一五六 第四十二条第一項第一号、第四十三条の十九第一項、第四十三条の二十第一項又は第四十三条の二十四の規定による指

定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(公示)

第四十三条の一五七 主務大臣は、次の場合に

は、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十二条第一項第一号の規定による指定をしたとき。

二 第四十三条の二十四の規定による許可をしたとき。

三 第四十三条の二十五の規定により指定を取

り消し、又は講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

43 第四十三条の二十八 この章における主務大臣は、国土交通大臣及び環境大臣とする。ただし、第四十三条の五第二項及び第三項、第四十条の六第三項、第四十二条の十一並びに第四十三条の十四に規定する主務大臣は、国土交通大臣とする。

44 第四十六条の一 第四十三条の一の規定は第四十一条とする。

2 この章における主務省令は、国土交通省令・環境省令とする。ただし、第四十三条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十条の九並びに第四十三条の十七に規定する主

務省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項ただし書に規定する国土交通省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

45 第四十五条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者(以下この章において「指定講習機関」という。)が環境省令で定めるところにより行つ浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)」に改める。

46 第四十六条第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」といいう。)に」に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。)」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 環境大臣は、浄化槽管理士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。

(主務大臣等)

47 第四十六条の二 前条において準用する第四十二条の二から第四十三条の二十七までに規定する主務大臣は、環境大臣とする。

2 前条において準用する第四十三条の二から第四十二条の二十二までに規定する主務省令は、環境省令とする。

48 第四十八条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

第五十条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「の規定により、国土交通大臣及び環境大臣又は環境大臣の指定する者」を「に規定する指定試験機関」に、「指定された者」を「指定試験機関」に改め、同条第二項中「指定された者」を「指定試験機関」に改める。

第五十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関

七 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関

第五十三条第一項第八号及び第九号を削り、同条第二項中「第九号まで」を「第七号まで」に改める。

第五十四条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第四十三条の十二(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関の指定の取消し

六 第四十三条の二十五(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機関の指定の取消し

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第六十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「十五万円」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十三条中「第五十九条から前条まで」を「第五十九条、第六十一条、第六十三条及び第六十四条(第八号を除く。)」に改め、同条を第六十六条とする。

の号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第六十一条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第六十三条として故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は「を「第四十三条第五項又は第四十六条第五項の規定に違反して」に改め、同条第十一号中「第五十三条第一項」の下に「(第六号又は第七号に係る部分を除く。)」を加え、同条第十一号中「第五十三条第二項」の下に「(同条第一項第六号又は第七号に係る部分を除く。)」を加え、同条第十一号の号において同じ。)を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、同条を第六十四条とし、同条の次に次の一項を加える。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十五条の次に次の二条を加える。

第六十条 第四十三条の八第一項(第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、試験事務(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第四十三条の十二第二項又は第四十三条の二十五第二項(これらの規定を第四十六条の二において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は講習業務(第四十三条の十八第三項第一号(第四十六条の二において準用する場合を含む。)に規定する講習業務をいう。以下同じ。)の停止命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

れかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一 この法律による改正前の浄化槽法(以下「旧法」という。)第四十二条第一項第二号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が認定した講習会を行う者 この法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)第四十二条第一項第二号の規定による指定を受けた者

二 旧法第四十二条第四項の規定による指定を受けている者 新法第四十三条第四項の規定による指定を受けた者

三 旧法第四十五条第一項第一号に規定する環境大臣が認定した講習会を行う者 新法第四十五条第一項第一号の規定による指定を受けた者

四 旧法第四十六条第四項の規定による指定を受けている者 新法第四十六条第四項の規定による指定を受けた者

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

浄化槽設備士試験及び浄化槽管理士試験の事務等の適正な実施を図るために、指定法人の制度を設け、指定基準、試験委員、役員又は職員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定める必

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(指定試験機関等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に次の各号のいず

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

净化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の目的及び要旨

本案は、净化槽設備士試験及び净化槽管理士試験の事務等の適正な実施を図るため、指定法人の制度を設け、指定基準、試験委員、役員又は職員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 净化槽設備士試験に係る指定試験機関に関する事項

(一) 指定試験機関の指定

主務大臣は、他に指定を受けた者がな

く、かつ、試験事務の実施計画が適切なものであること等の要件を満たすものと認めるとときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならないものとする。

(二) 指定試験機関の役員の選任及び解任

(1) 指定試験機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、そ

の効力を生じないものとする。

(2) 主務大臣は、指定試験機関の役員がこの法律等に違反等したときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができるものとする。

(三) 試験事務規程

指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(四) 指定試験機関の浄化槽設備士試験委員

- (1) 指定試験機関は、試験問題の作成等を行なわせるとともに、その選任等について主務大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) 主務大臣は、指定試験機関に対し、法律等に違反した試験委員の解任を命ずることができるものとする。

る規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

（三）役員及び職員の地位

講習業務に従事する指定講習機関の役員は、刑法その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

- (1) 指定試験機関の役員は、試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
- (2) 試験事務に従事する指定試験機関の役員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

（四）監督命令及び指定の取消し等

- (1) 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習業務に関する監督上必要な命令をすることができるものとするとともに、指定講習機関が講習業務に関する監督命令に違反する等したときは、指定を取消し、又は期間を定めて講習業務の停止を命ずることができるものとす
- (2) 試験事務に従事する監督命令に違反する等したときは、指定を取消し、又は期間を定めて講習業務の停止を命ずることができるものとす

- (3) 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができるものとするとともに、指定試験機関が試験事務に関する監督命令に違反する等したときは、指定を取消し、又は期間を定めて試験事務の停止を命ずることができるものとする。

3 净化槽管理士試験に係る指定試験機関に関する事項

- (1) 指定試験機関の役員の秘密保持義務、指
- (2) 主務大臣は、指定試験機関の役員がこの法律等に違反等したときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができるものとする。

（五）指定講習機関の指定

- (1) 指定講習機関の役員の秘密保持義務、指
- (2) 主務大臣は、講習の実施計画が適切なものであること等の要件を満たすものと認めるとときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならないものとする。

4 净化槽管理士講習に係る指定講習機関に関する事項

- (1) 指定講習機関の役員の秘密保持義務、指
- (2) 主務大臣は、講習の実施計画が適切なものであること等の要件を満たすものと認めるとときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならないものとする。

5 刑罰に関する事項

- (1) 指定試験機関の役員の秘密保持義務、指
- (2) 主務大臣は、試験事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

6 その他所要の規定の整備を行うものとす

- (1) 指定試験機関の役員の秘密保持義務、指
- (2) 主務大臣は、試験事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、平成十三年十月一日から施行するものとする。
- (2) 所要の経過措置を講ずるものとする。

（八）議案の可決理由

- (1) 净化槽設備士試験及び净化槽管理士試験の事務の適正な実施を図るため、指定法人の制度を設け、指定基準、試験委員、役員又は職員の秘密保持義務、主務大臣の監督命令等について定めようとする本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成十三年六月一日

提出者

衆議院議長 総貫 民輔殿

環境委員長 五島 正規

（九）債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

- (1) 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を提出する。

（十）債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

- (1) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正す

- (2) 第二条第一項第一号リ中「チ」を「リ」に改め、同

始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定 (以下「手続開始決定」という。)を受けた者当該手続開始決定に係る破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了している者を除く。次号において同じ。)が有する金銭債権
十七 手続開始決定を受けた者が譲渡した金銭債権
十八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第一項に規定する特定債務者が同条第二項に規定する特定調停が成立した日又は当該特定調停に係る事件に関し裁判所が民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十号)第十七条の決定が確定した日に有していた金銭債権
十九 手形交換所による取引停止処分を受けた者がその処分を受けた口に有していた金銭債権

内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等にかんがみ、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、あわせて債権回収会社の業務に関する規制を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則について(別紙)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 議案の目的及び要旨 第一条第一項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「規定する特定債権」の下に、「以下「特定債権」という。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。 二 前号に掲げる者が有していた貸付債権 三 前号に掲げる貸付債権に係る担保権の目的一となっている金銭債権
二 議案の可決理由 本案は、不良債権処理及び資産流動化を一層促進することにより、倒産処理の迅速化を図るために、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、あわせて債権回収会社の業務に関する規制を緩和しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三 借入金業者の規制等に関する法律に規定する貸金業者が有する貸付債権について、金融機関と特殊の関係にある貸金業者が有する不動産において同じ。」を加え、「その履行」を「当該制限額を超える利息又は賠償額の支払」に改める。
四 担保付きかつ事業者向けの貸付債権のみを取り扱う債権とする現行の制約を撤廃し、同法に規定する登録貸金業者が有する貸付債権のすべてを債権回収会社が取り扱うこととするとともに、資産の流動化に関する法律に基づいて設立された特定目的会社等が流動化対象資産として有する金銭債権や法的倒産手続中の者が有する金銭債権などを新たに取扱債権に加えるなど、その範囲を拡大すること。

一 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出) に関する報告書
二 議案の目的及び要旨 本案は、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等にかんがみ、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るために、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、あわせて債権回収会社の業務に関する規制を緩和しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
三 前号に掲げる者が有していた貸付債権 三 前号に掲げる貸付債権に係る担保権の目的一となっている金銭債権
四 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出) に関する報告書
五 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出) に関する報告書

官 報 (号 外)

平成十三年六月五日 衆議院会議録第三十五号

明治二十五年一月一日
郵便物認可日

発行所
東京都中央区虎ノ門四丁目五番二号
郵便番号103-0035
印 刷 局 目 業
電 話
03(3587)4294
定 価
(本体) 100円